

第3次古賀市環境基本計画

(素案)

令和6(2024)年1月

福岡県古賀市

はじめに

市長の写真

古賀市長 田辺一城

目次

第 1 章 計画の基本的事項	1
第 1 節 計画策定の背景と目的	2
第 2 節 計画の役割と位置づけ	3
第 3 節 計画の対象範囲	4
第 4 節 計画期間	4
第 5 節 市民、事業者、市の役割	5
第 2 章 古賀市の環境の現状	7
第 1 節 古賀市の環境をとりまく社会の動向	8
第 2 節 古賀市の概況	16
第 3 節 環境に対する市民の意識	22
第 3 章 めざすべき環境の姿	27
第 1 節 めざす環境像	28
第 2 節 環境分野と環境目標	29
第 3 節 取組の体系	30
第 4 章 環境像を実現するための取組	35
第 1 節 自然環境	36
第 2 節 生活環境	42
第 3 節 気候変動	49
第 4 節 資源循環	55
第 5 節 環境意識と行動	61
第 6 節 古賀市の施策における共通テーマ	67

第 5 章 計画の着実な推進に向けて 73

第 1 節 計画の推進体制..... 74

第 2 節 計画の進行管理..... 76

資料編 79

第 1 章 古賀市環境基本条例 80

第 2 章 古賀市環境基本条例施行規則・審議会委員名簿 86

第 3 章 古賀市環境政策調整委員会規則 88

第 4 章 計画策定の経過..... 90

第 5 章 古賀市環境審議会への諮問書..... 91

第 6 章 古賀市環境審議会からの答申書 92

第 7 章 アンケート調査概要 93

第 8 章 用語解説 95

第1章

計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と目的	2
第2節 計画の役割と位置づけ	3
第3節 計画の対象範囲	4
第4節 計画期間	4
第5節 市民、事業者、市の役割	5

第1節 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

「古賀市環境基本計画」は、本市がめざす環境像やこれを実現するための施策について、総合的・体系的に明らかにして、あらゆる主体が一丸となって環境保全に取り組んでいくための計画です。

本市では、これまで平成 16 (2004)年度に第 1 次計画、平成 26 (2014)年度に第 2 次計画を策定し、市民や事業者、市が連携・協力して環境保全に取り組んできました。

こうした中、近年では地球温暖化が原因とみられる記録的な集中豪雨や猛暑など、環境への影響が顕著になってきており、国は令和 2 (2020)年 10 月に 2050 年カーボンニュートラルをめざすことを宣言しました。また、食べきれずに廃棄される食品ロスの削減を目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元 (2019)年施行)や、プラスチックごみをめぐる環境の変化に対応するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和 4 (2022)年施行)が施行されるなど、さまざまな環境問題への解決に向けた取組が広がってきています。そのほか、世界的に生物多様性に関する動きが加速し、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向けた取組も広がっています。

本市においても、市を取り巻く様々な社会の動向を受け、令和 32 (2050)年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現をめざし令和 3 (2021)年 11 月に「古賀市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。また、令和 5 (2023)年 3 月には人と動物の健康、環境の健全性を一つと捉え、一体的に守っていく取組を推進するために「古賀市ワンヘルス推進宣言」を表明しています。

このような社会情勢の変化に対応し、持続可能な社会を次世代に引き継ぐために、本市においてこのたび第 2 次計画を見直し、第 3 次古賀市環境基本計画を策定します。

(2) 計画策定の目的

第 2 次計画は策定から 10 年が経過し、計画期間(平成 26(2014)年度～令和 5 (2023)年度)を終了します。そこで、第 3 次計画(以下「本計画」という。)は、社会動向の変化や、近年生じている新たな地域課題、これまでの計画の評価・検証結果等を踏まえ、次の 10 年間にめざすべき本市の環境像を掲げ、その実現方針を示すことを目的とします。

第2節 計画の役割と位置づけ

本計画は、「古賀市環境基本条例」に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものであり、第5次古賀市総合計画で掲げた都市イメージ「ひと育つこが育つ」を環境面から実現するためのものです。なお、本計画は、本市の環境行政の最上位計画に位置づけられます。

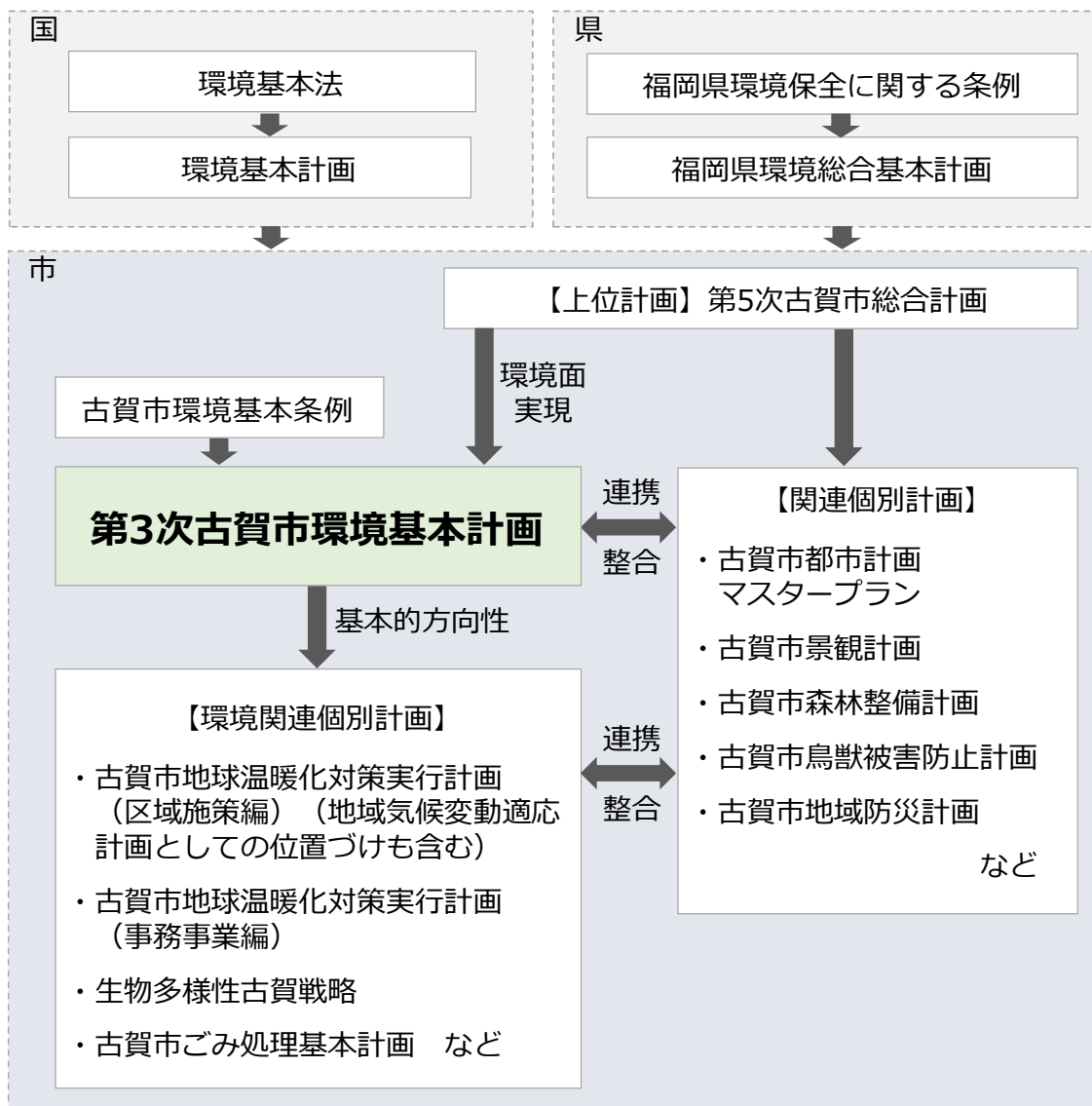


図 1-1 計画の位置づけと役割

第3節 計画の対象範囲

本計画の対象地域は古賀市全域とします。行政区域の枠を超えて広域的な対応が求められる問題に対しては、近隣市町や県、国の関係機関と連携を図りつつ取り組みます。

また、本計画では、身近な生活環境から気候変動等の地球全体に関わる環境分野まで、幅広い環境要素を対象とします。(表 1-1)。

表 1-1 計画の対象とする環境の要素

環境分野	環境の要素
自然環境	森林、農地、水辺、動植物、自然景観、人と自然とのふれあい など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、衛生、まちなみ など
気候変動	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
資源循環	廃棄物、リサイクル など
環境意識と行動	環境教育・学習、市民参加、個人・団体・事業者との連携 など

第4節 計画期間

計画期間は、令和 6 (2024)年度から令和 15 (2033)年度の 10 年間とします。

中間年度である令和 10 (2028)年度には、前期事業・施策の進捗状況の確認と計画の見直しを行い、後期事業・施策を決定します。また、環境に関する新たな課題や、社会・経済情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

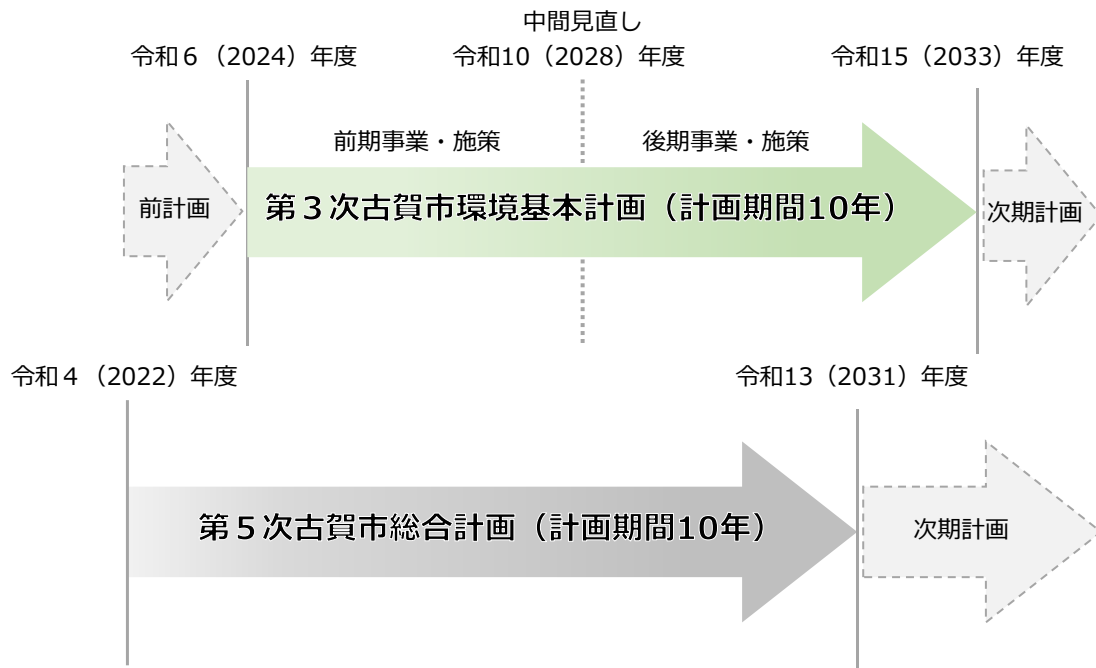


図 1-2 計画期間

第5節 市民、事業者、市の役割

(1) 市民（市民、民間団体等）の役割

- 日常生活における環境への負荷を認識し、負荷を低減するように努めます。
- 人と環境の関わりについて関心と理解を深めます。
- 自主的に地域の環境保全活動に取り組みます。
- 本市や事業者が実施する取組に協力します。

(2) 事業者の役割

- 事業活動における環境への負荷を認識し、負荷を低減するように努めます。
- 従業員の環境への理解促進に努めます。
- 本市が実施する環境施策に協力するとともに、市民が実施する環境保全活動に協力します。

(3) 市の役割

- 環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 市民や事業者など、各主体が行う環境保全活動の促進を図ります。
- 本計画に掲載した施策の実施にあたっては、環境負荷の低減に率先して取り組みます。

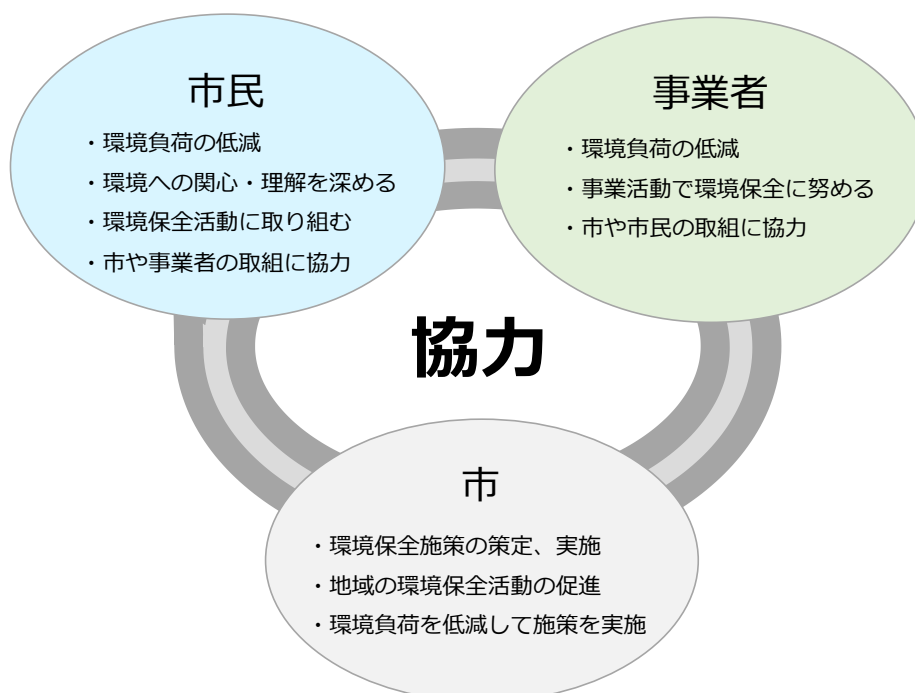


図 1-3 市民、事業者、市の役割

<余白>

第2章

古賀市の環境の現状

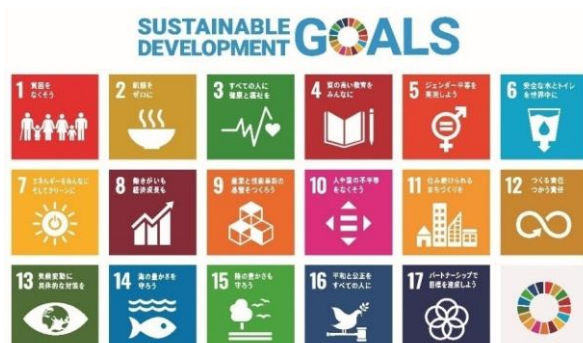
第1節 古賀市の環境をとりまく社会の動向	8
第2節 古賀市の概況	16
第3節 環境に対する市民の意識	22

写真掲載予定

第1節 古賀市の環境をとりまく社会の動向

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、令和 12 (2030)年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。SDGs では、環境や社会・経済の諸課題を統合的に解決するという考え方が提唱されており、本市でもこの考え方を取り入れながら、市の政策に沿った各施策を推進しています。



[出典：国際連合広報センター]

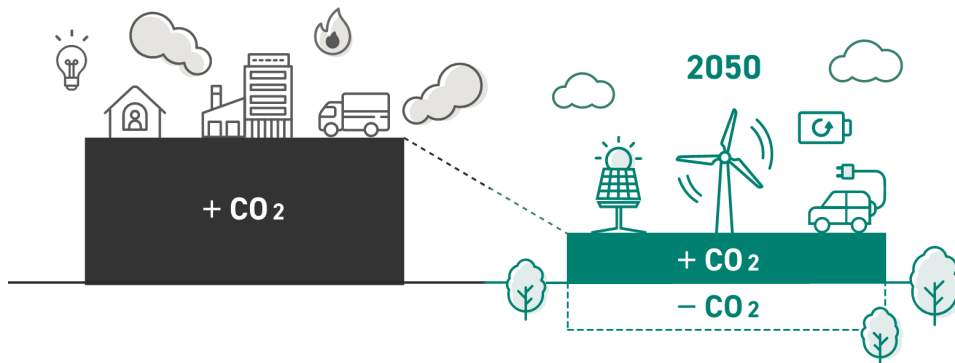
図 2-1 持続可能な開発目標（SDGs）

(2) カーボンニュートラルをめざす動き

地球温暖化を起因とする気候変動問題の解決に向けて、平成 27 (2015)年にパリ協定が採択されました。本協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」などが合意されています。

これを踏まえて、日本を含む世界中の国々が、「カーボンニュートラル」（二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること）を令和 32 (2050)年までに達成するという目標を掲げています。

このような社会情勢を踏まえ、本市では令和 3 (2021)年 11 月に「古賀市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、温室効果ガス排出量の削減に努めています。



[出典：環境省 Web ページ]

図 2-2 カーボンニュートラルの考え方

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する取組を「緩和策」といい、将来避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにする「適応策」を進めることも注目されています。

「緩和策」と「適応策」は車の両輪の関係であり、気候変動対策の推進には両方への取組が必要です。



[出典：国立環境研究所 気候変動適応センター Web ページ]

図 2-3 緩和と適応



古賀市ゼロカーボンシティ宣言

～2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざして～

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響によって、世界各地では、大規模災害が多発しており、我が国においてもこれまでに経験したことのない集中豪雨や猛暑等による甚大な被害が毎年のように発生し、古賀市においてもその影響を受けています。私たちは、この世界の危機的状況を認識し、地球温暖化を緊急課題として位置付け、日々の暮らしの中でできることを考え、行動し、その対策に積極的に取り組まなければなりません。

2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と示されました。また、2021年の国連の気候変動枠組条約第26回締約国会議においては、「パリ協定が掲げる、世界の平均気温の上昇を1.5度に抑える努力を追求する」とした成果文書が採択されました。

本市の緑豊かな山々や白砂青松の美しい海岸線を有する海、さらにこの海に注ぐ大根川などをはじめとする豊かな自然を守り、誰もが安心して暮らせる持続可能で豊かな環境を次世代につないでいくため、そして、未来の地球のために、『2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ』の実現をめざすことをここに宣言します。

令和3年11月30日

古賀市長

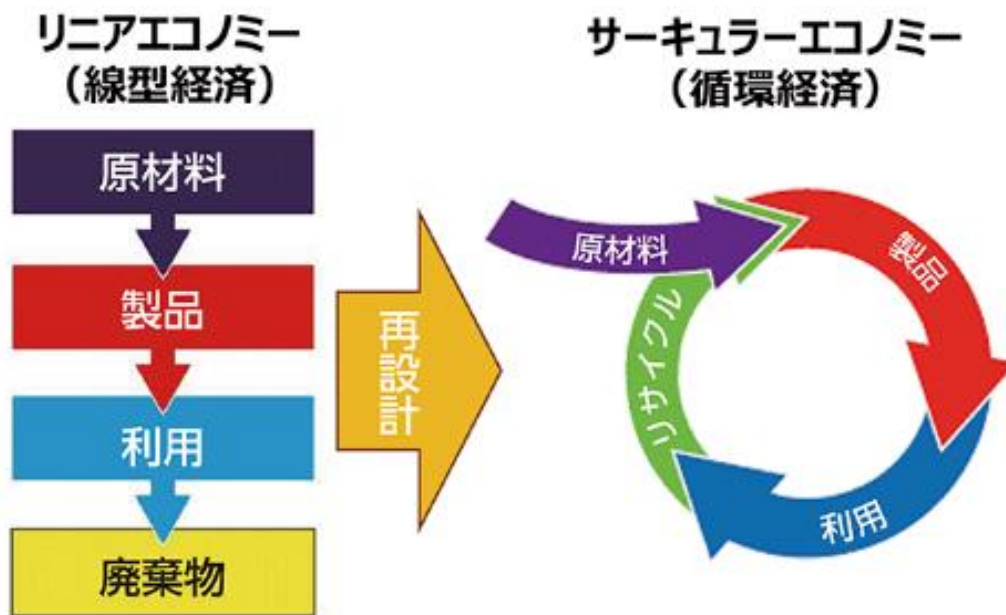
田辺 一城

図 2-4 古賀市ゼロカーボンシティ宣言

(3) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の破壊など、様々な環境問題に密接に関係しています。これらを踏まえ、一方通行型の経済社会活動（リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行をめざすことが世界の潮流となっています。

このような中、日本では令和元（2019）年に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。この戦略では、令和 12(2030)年までに、容器包装などの使い捨てプラスチックの排出を、これまでの努力も含め、累積で 25%抑制するという目標を掲げています。



[出典：環境省令和 3 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書]

図 2-5 サーキュラーエコノミーの概念図

(4) 自然と共生する世界をめざす動き

令和 4 (2022)年に生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。本枠組では、令和 12 (2030)年に向けて「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」ことをミッションに掲げ、令和 12 (2030)年までに陸域と海域の 30%以上を保全する「30by30 目標」などの行動目標が示されました。

このような中、日本では令和 12 (2030)年のネイチャーポジティブの実現をめざす「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、取組を進めています。

本市においては、「自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち～つながりたい！古賀の生命(いのち) 伝えたい！共に生きる力～」をめざす将来像として掲げた「生物多様性古賀戦略」を令和元(2019)年に策定し、生物多様性の保全の取組を推進しています。



写真 2-1 市内の生き物

(5) 地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」

「地域循環共生圏」とは、地域の多様な資源を最大限に活用しながら、環境・社会・経済の同時解決をめざす考え方で、ローカル SDGs とも呼ばれています。平成 30 (2018)年 閣議決定された「第五次環境基本計画」においてこの重要性が示されました。

本市においても、地域循環共生圏の考え方のもと、地域の個性を活かしたまちづくりに取り組んでいます。



[出典：環境省 地域循環共生圏創造の手引き]

図 2-6 地域循環共生圏の概念図

(6) AI や IoT などのデジタル技術の発達

AI (人工知能)、IoT (インターネットに接続されている様々なもの)、ビッグデータなどの情報通信技術が目覚ましい進歩を遂げており、これらの新技術を活用した変革は、人々の生活や価値観に大きな影響を与えています。環境分野も例外ではなく、スマート家電や ZEH (使用する電力を自ら創出したエネルギーでまかなう住宅)、電気自動車などが徐々に普及しています。これら技術の進展は、環境負荷の低減にも役立っています。

本市においては、AI を活用した乗合バス「のるーと古賀」の運行を行っており、効率的で環境にやさしい移動方法などを提供しています。

(7) ワンヘルス：人と動物の健康、そして環境の健全性是一つ

ワンヘルス（One Health）とは、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つと捉え、一体的に守っていくという考え方です。私たちが健康に暮らしていくためには、地球に暮らす動物、そして地球自身も健康である必要があります。

福岡県では、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定・施行しました。条例には、ワンヘルスの基本理念や各主体の役割分担とともに、ワンヘルス実践のための次の6つの基本方針が定められています。

- ① 人獣共通感染症対策
- ② 薬剤耐性菌対策
- ③ 環境保護
- ④ 人と動物の共生社会づくり
- ⑤ 健康づくり
- ⑥ 環境と人と動物のより良い関係づくり

本市においては、令和5(2023)年3月に「古賀市ワンヘルス推進宣言」を表明し、環境保全や人と動物の共生社会づくり、自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり、自然と調和した産業の振興などに向けた活動に、ワンヘルスの理念のもと取り組んでいます。



[出典：福岡ワンヘルス Web ページ]

図 2-7 福岡ワンヘルス



古賀市ワンヘルス推進宣言

新型コロナウイルス感染症や鳥インフルエンザをはじめとする「人獣共通感染症」は、今や人の感染症の約6割を占め、人と動物双方の健康を脅かしています。世界の急激な人口増加を背景とする現代では、人類の経済活動が地球全体に負荷をかけ生態系を破壊する「人新世」、すなわち環境危機の時代と言われており、気候変動などが引き起こされるとともに人と動物の生存領域が変化し、動物が持つ病原体が人にも感染するようになったとされています。

このような状況から、人と動物の健康、環境の健全性は一つのものであると考えるワンヘルスの理念のもとに、行政や市民、関係機関等の一体的な取組としての期待は高まっています。

福岡県では、全国に先駆けて「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、人と動物の健康、環境の健全性を一体的に守るための6つの課題への取組を始めました。

本市においても、市民の皆様とともに生物多様性の保全やペットの適正飼養の推進、地域猫活動の支援など、ワンヘルスにつながる様々な取組を進めてまいりましたが、今後は福岡県とも連携を密にしながらワンヘルス実践を着実に進め、未来への責任を果たすべく持続可能な社会をつくり、次世代に継承していきたいと考えます。

本市における環境保全や人と動物の共生社会づくり、自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり、自然と調和した産業の振興等に向けた活動を、ワンヘルスの理念のもとに全市を挙げて取り組んでいくことを決意し、ここにワンヘルスの推進を宣言します。

令和5年3月18日

古賀市長 **田辺一城**

図 2-8 古賀市ワンヘルス推進宣言

第2節 古賀市の概況

(1) 地形的特徴

本市の地形は、①うみ（海岸部の海浜・松林）、②まち（住宅・工場・商業などの市街地）、③さと（田畑を中心とする里地里山地域）、④やま（標高概ね 150～600m の山林区域）がバランスよく構成されていることが特徴です。



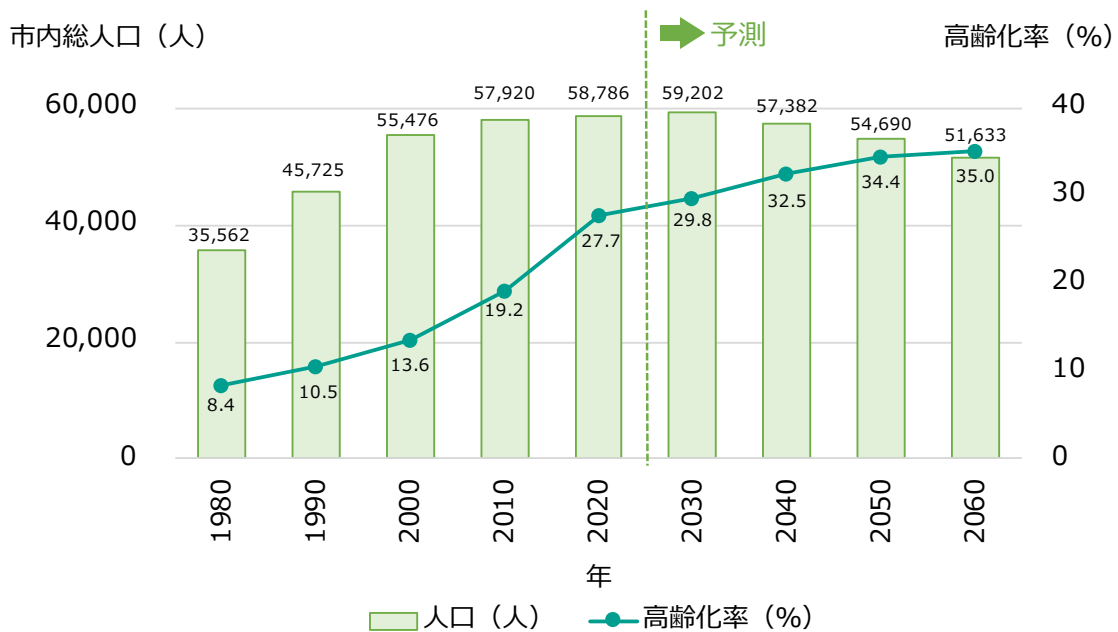
[出典：古賀市都市計画マスタープラン]

図 2-9 古賀市の都市構造（うみ、まち、さと、やま）

(2) 人口

令和 2 (2020) 年の本市の総人口は 58,786 人です。積極的な企業誘致による工場進出や、福岡都市圏における人口増大に伴う住宅開発の影響などから、本市の総人口は増加傾向にあります。古賀市人口ビジョン（令和 2 (2020) 年 3 月）の推計（パターン③）によると、総人口はピークを迎えつつあり、令和 7 (2025) 年頃からゆるやかに人口減少に転じると予測されています。

また、高齢人口（65 歳以上）も増加しており、令和 2 (2020) 年の高齢化率は 27.7% となっていますが、高齢化率は今後も増加傾向が続くと予測されています。



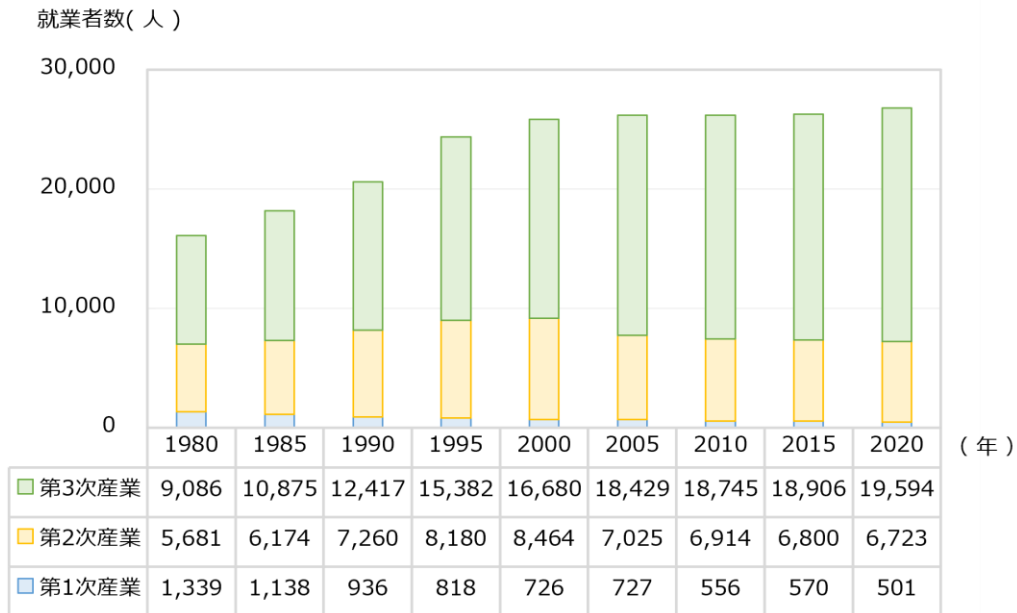
[資料：昭和 55～令和 2 年国勢調査及び

第 2 期古賀市人口ビジョン及び まち・ひと・しごと創生 総合戦略]

図 2-10 人口・高齢化率の推移

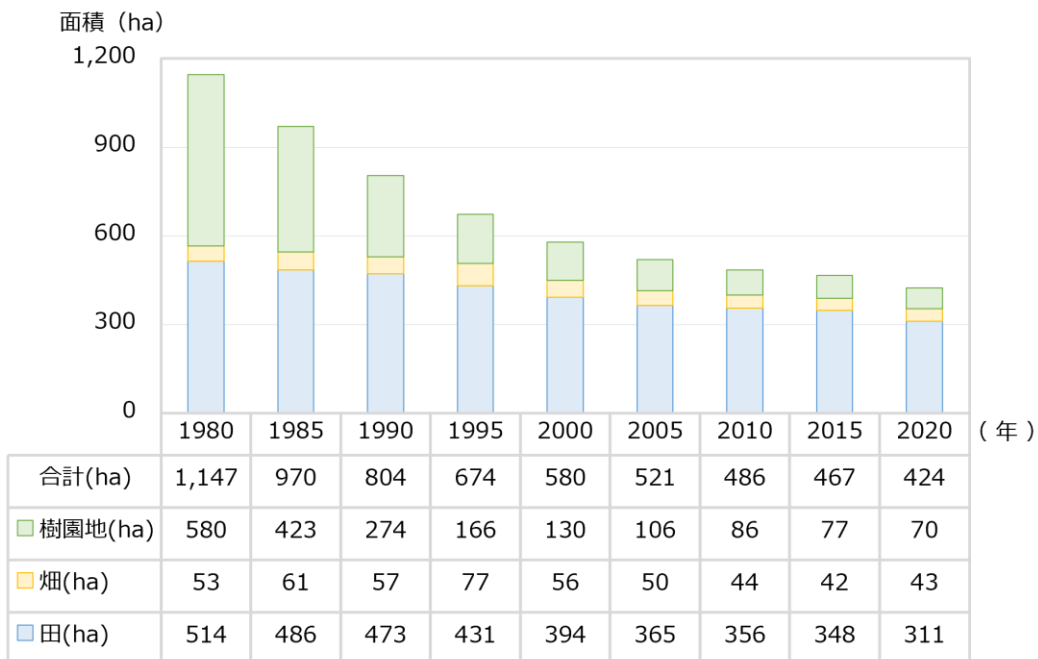
(3) 産業

市内の就業者数は増加傾向であり、産業分野別にみると第3次産業の就業者数が多くなっています。市全体の就業者数が増加する中、第1次産業の就業者数は減少が続いています。経営耕地面積も減少傾向にあり、耕作放棄地の増加が懸念されています。



[資料：昭和 55～令和 2 年国勢調査]

図 2-11 産業大分類別就業者数の推移

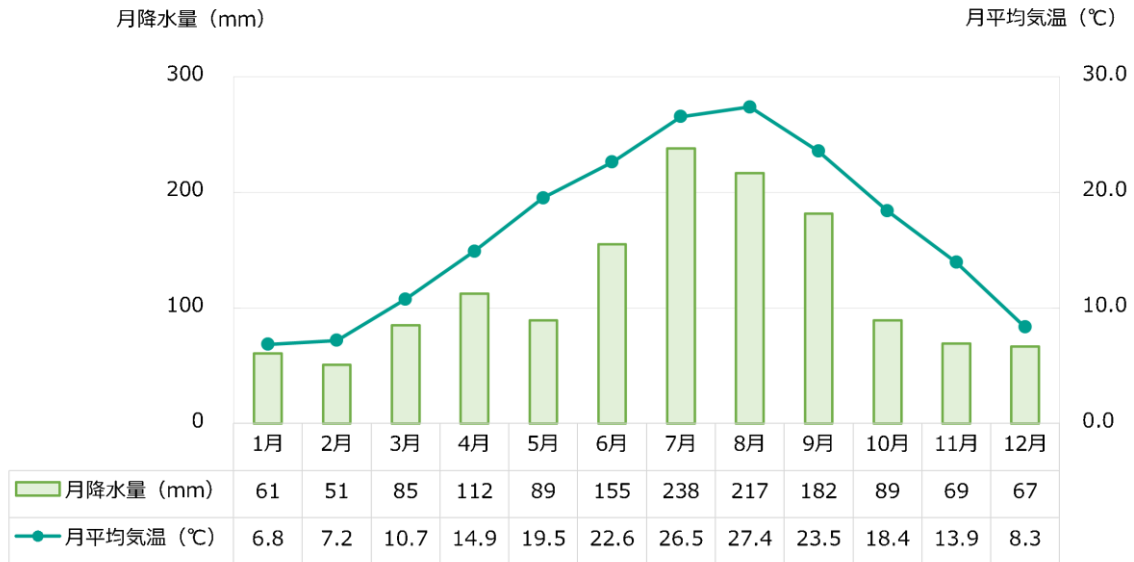


[資料：農林業センサス]

図 2-12 経営耕地面積の推移

(4) 気象

日本の中では比較的温暖な気候です。雲量が夏と冬に多くなる「日本海型」に近く、降水量は夏に多く冬に少ない「太平洋型」に近いという特徴があります。



[資料：糟屋北部消防本部消防年報]

図 2-13 2014～2022 年平均の月降水量及び月平均気温

(5) 気温の変化

福岡県では 100 年あたり 2.4℃の割合で気温が上昇しており、世界や日本の平均よりも気温の上昇幅は大きくなっています。将来はさらなる気温の上昇が予測されています。

観測事実

福岡の年平均気温は
100年あたり**2.4℃**上昇



黒の細線：年平均気温
赤の直線：この期間の長期変化傾向
青の太線：気温の5年移動平均
* 地球温暖化に加え都市化や自然変動も含む

将来予測 (21世紀末)

4℃上昇シナリオ^{※1}

福岡県の年平均気温は

4.1℃上昇

2℃上昇シナリオ^{※2}

福岡県の年平均気温は

1.3℃上昇

* 20世紀末 (1980-1999年) と
21世紀末 (2076-2095年) の比較

[出典：福岡管区気象台 福岡県の気候]

図 2-14 福岡県の年平均気温の観測及び将来予測の結果

- ※1：21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約4℃上昇。
追加的な緩和策を取らなかった世界。
- ※2：21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約2℃上昇。
パリ協定の2℃目標が達成された世界。

(6) 代表的な自然環境

市内には犬鳴山系・立花山系など、緑豊かな山々が広がっています。山から樹園地などに利用されてきた丘へ向かい、水田や畑地などの里、まちを過ぎると、西側には白砂青松はくしゃせいしょうの美しい海岸線を有する海が広がっています。海に注ぐ大根川水系と中川水系の2つの河川は、場所や季節により色々な風景を見せてくれます。

下図ならびに次頁で示すのは、令和元(2019)年3月に策定した「生物多様性古賀戦略」のP.6、7に記載している市内の代表的な自然環境です。中でも、千鳥ヶ池は環境省より生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定されています。また、令和5(2023)年3月には、大根川下流に人が川の生きものとふれあえる、親水空間が整備されました。

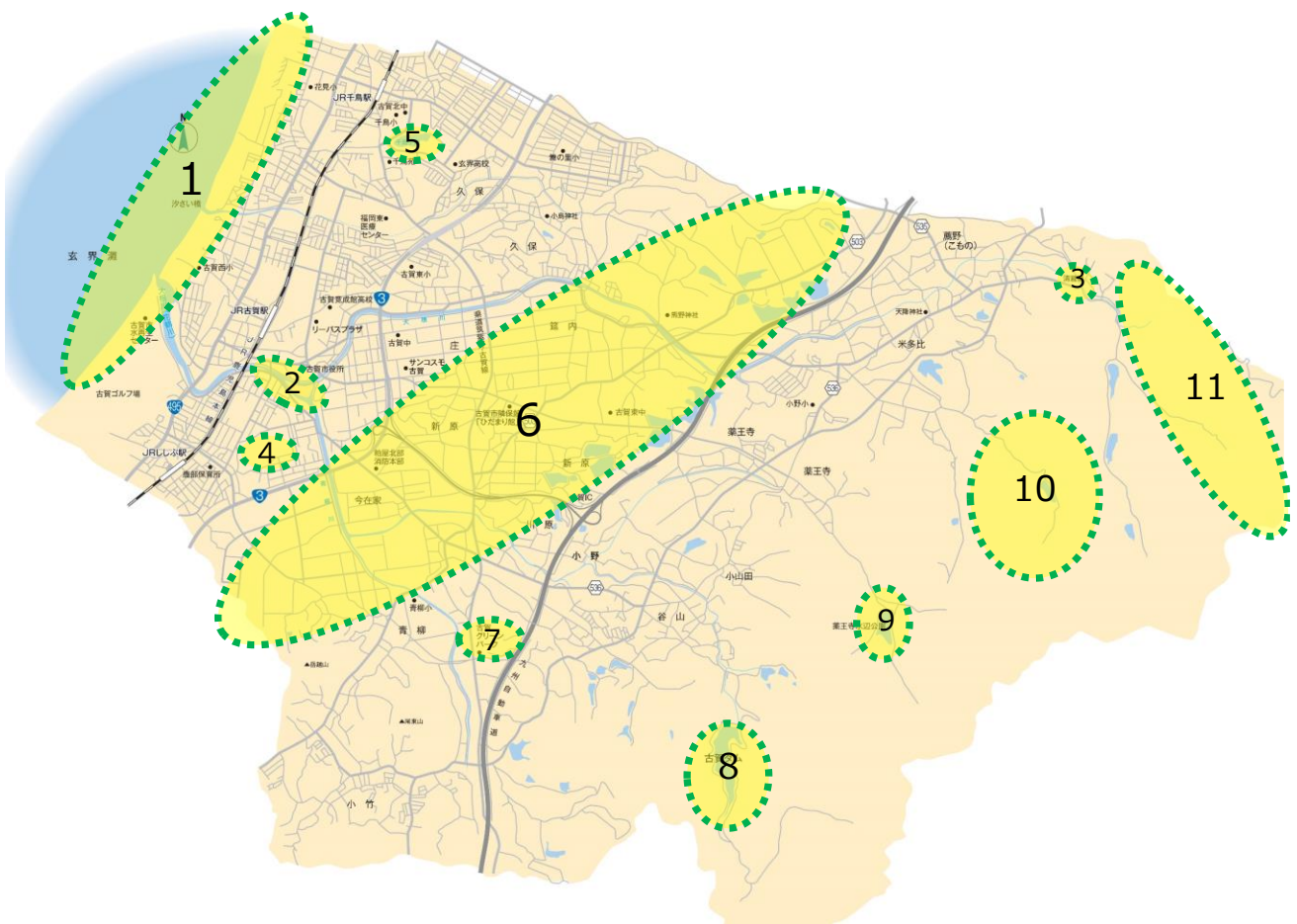


図 2-15 市内の代表的な自然環境

表 2-1 市内の代表的な自然環境

No	地域名等	概要	写真
1	古賀海岸	玄海国定公園に指定されている、白砂青松の美しい海岸には、多くの植物、魚、カニ、貝などが暮らしています。	
2	大根川（下流）	山から里、まちを流れてきた大根川の下流では、川の生きもの、海水と淡水が混じり合う水を好む生きものなど、様々な生きものに出会うことができます。	
3	大根川（上流）	ホタルの飛び交う季節には神秘的な光景を見ることができます。	
4	鹿部山公園	市街地に残る貴重な緑のスペースとして、自然を活かし遊歩道を整備した公園で、多くの市民に親しまれています。	
5	千鳥ヶ池	池周りに遊歩道があり、市民のくつろぎの場として親しまれており、多くの生きものが暮らしています。	
6	里地	水田や畑地には、鳥・虫・魚など、様々な生きものが暮らしています。季節によって、多様な生きものと出会うことができます。	
7	古賀グリーンパーク	自然と健康をテーマに整備された緑豊かな公園です。この公園では、多くの人の参加による植林が行われ、多様な生きものと出会える場所となっています。	
8	古賀ダム周辺	古賀ダムの周辺には魚や虫、植物など様々な生きものが暮らしています。	
9	薬王寺水辺公園	農業用溜池の整備と併せて造られた公園で、周囲の山々、木立、野鳥のさえずりの中で緑と水に親しむことができる公園です。	
10	上米多比	四季折々の花が楽しめる興山園や、めずらしい両生類が暮らす不入谷などがあり、自然豊かな地域です。	
11	西山	古賀の最高峰で、標高 645m のこの山は宮若市との市境にあり、犬鳴山系の主峰で、多くの植物や虫が暮らしています。	

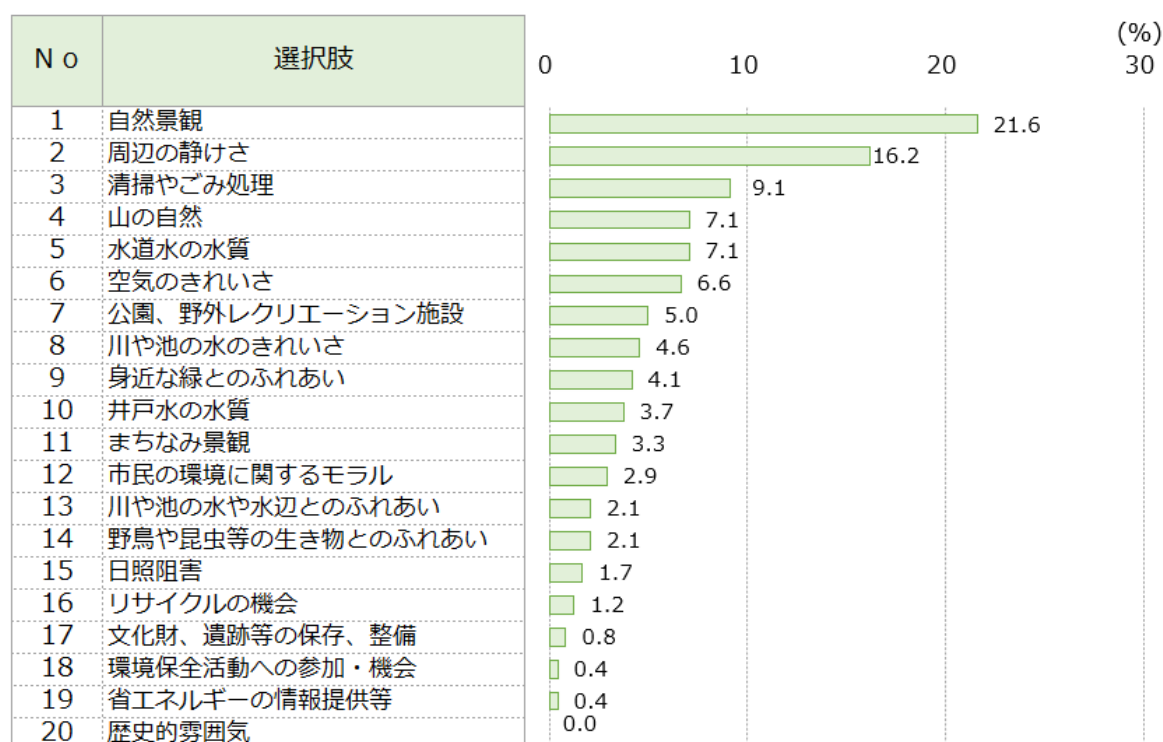
第3節 環境に対する市民の意識

本市の環境について、市民の意識をアンケートにより調査しました。

(1) 古賀市の環境の良い所

1) 特にすぐれており、将来も守っていききたいもの

特にすぐれており、将来も守っていききたいものとして最も多かった意見は、「**自然景観**」です。海・里地・山が織りなす自然景観は、本市の魅力といえます。



[資料：令和4年(2022年)アンケート調査結果]

図 2-16 特にすぐれており、将来も守っていききたいもの

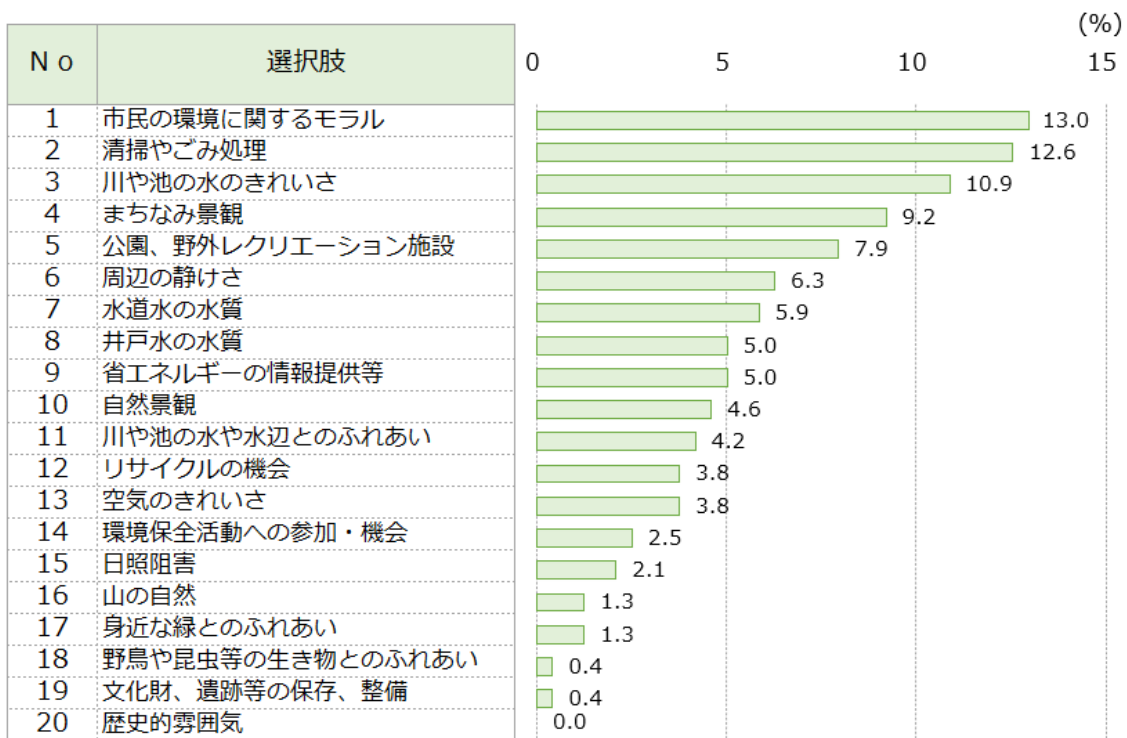
2) 特に残して欲しい緑・水辺・景観

特に残して欲しい緑・水辺・景観として、**古賀海岸、薬王寺周辺、古賀グリーンパーク、千鳥ヶ池公園、大根川、鹿部山、清瀧**などが挙げられました。本市の特徴とも言えるこれらの地域資源について、市民から残してほしいという回答が得られています。

(2) 古賀市の環境で改善が必要な所

1) 身近な環境で、特に改善が必要なもの

身近な環境で、特に改善が必要なものとして最も多かった意見は、「**市民の環境に関するモラル**」です。市民一人ひとりに環境に配慮した行動が浸透するように、幅広い世代への普及啓発活動や教育、地域活動の活性化等に取り組む必要があります。



[資料：令和4年(2022年)アンケート調査結果]

図 2-17 身近な環境で、特に改善が必要なもの

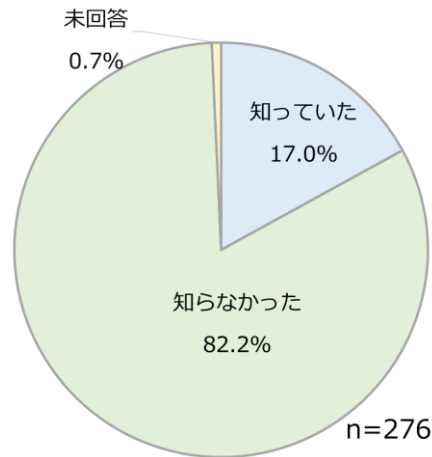
2) 特に改善して欲しい場所

特に改善して欲しい場所として、**大根川、古賀駅、古賀海岸、千鳥ヶ池公園**などが挙げられています。生活エリア（道路、河川、公園等）における**ごみや雑草**について改善を求める意見が挙げられました。

(3) 第 2 次環境基本計画に対する市民の評価

1) 第 2 次環境基本計画の認知度

約 8 割の市民が第 2 次計画を「知らなかった」と回答しています。

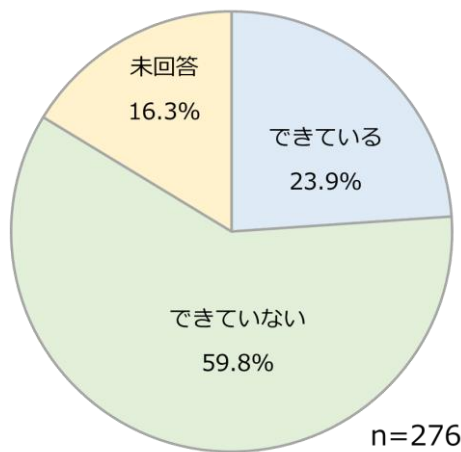


[資料：令和 4 年(2022 年)アンケート調査結果]

図 2-18 第 2 次環境基本計画の認知度

2) 環境像の達成状況

第 2 次計画では「未来に引き継ごう 人が自然と愉しく共生する環^{たの}のまち こが」を掲げ、取組を進めてきました。この環境像について、約 6 割の市民が「達成できていない」と回答しています。



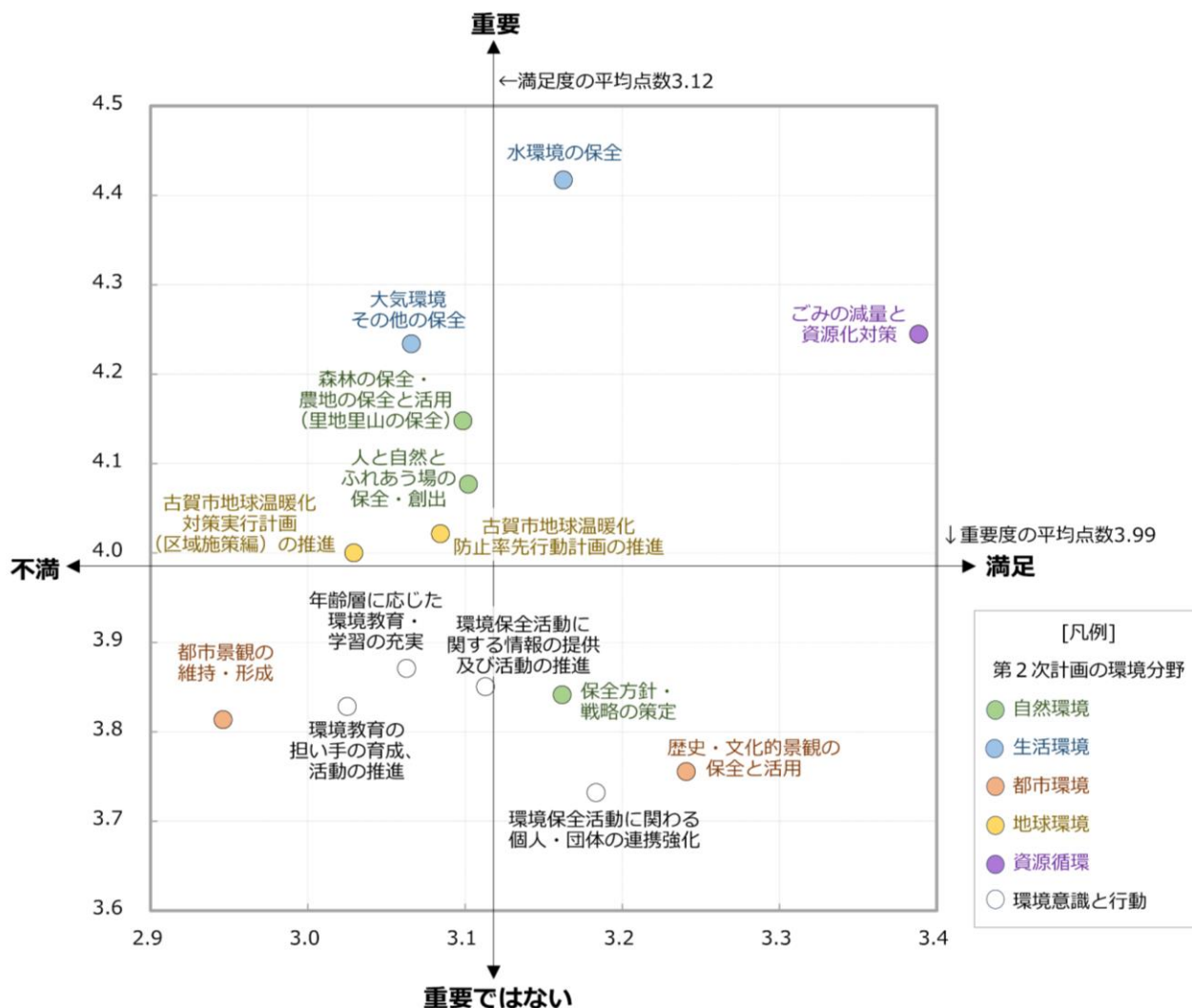
[資料：令和 4 年(2022 年)アンケート調査結果]

図 2-19 環境像の達成状況

3) 環境施策に関する満足度と重要度

第2次計画に示した本市の環境施策について、市民の満足度と重要度を調査しました。

その結果、重要度が高く、かつ満足度が低い項目は、「大気環境その他の保全」、「森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）」、「人と自然とふれあう場の保全・創出」、「古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進」、「古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進」でした。これらの項目は市民の目からみて今後取組を強化すべき課題と考えられます。



[資料：令和4(2022)年アンケート調査結果]

図 2-20 環境施策に対する市民の満足度と重要度

<余白>

第3章

めざすべき環境の姿

第1節 めざす環境像	28
第2節 環境分野と環境目標	29
第3節 取組の体系	30

写真掲載予定

第1節 めざす環境像

第5次古賀市総合計画では、都市イメージとして『ひと育つ こが育つ』を掲げています。基本目標としては『都市基盤と環境が調和しすべての人が快適で安心してくらするまち』と設定し、また、環境の保全と継承をめざすまちの姿として『未来の地球のために、日々の暮らしのなかでできることを考え、行動し、持続可能で豊かな環境を次の世代に引き継ぐまち』と設定しています。

本計画は、第5次古賀市総合計画を環境面から実現することを目的としており、当該計画の考え方を踏まえ、めざす環境像を以下のように設定します。

めざす環境像



うみ・まち・さと・やまが
調和しながら共に育つ 環わのまち こが

本市は、うみ（海岸部の海浜・松林）、まち（住宅・工場・商業などの市街地）、さと（田畑を中心とする里地里山地域）、やま（山林区域）がバランスよく構成されていることが特徴です。市民一人ひとりが環境保全に主体的に取り組むことによりこれらの調和を保つとともに、人と自然が共生しながら成長することができる「環わのまち」をめざします。また、人と人だけでなく人と自然、人と地域の環わを広げ、良好な関係を未来に引き継いでいくことをイメージして設定しています。

第2節 環境分野と環境目標

本計画では、様々な環境課題に対して次の5つの分野ごとに環境目標を設定して、めざす環境像の実現に取り組みます。

表 3-1 環境分野と環境目標

環境分野	環境目標
自然環境	自然と共生し、自然の恵みを享受できるまち
生活環境	安全・安心で快適に暮らせるまち
気候変動	ゼロカーボンシティを実現し、気候変動に適応したまち
資源循環	4Rを推進するごみの少ないまち
環境意識と行動	みんなが環境について考え、行動するまち

環境目標を実現するための本市の取組の方向性や、基本的な取組の体系は、次ページのとおりです。

第3節 取組の体系

めざす環境像	分野別環境目標	施策の方向性
うみ・まち・さと・やまが調和しながら共に育つ環 ^わ のまちこが	自然環境 自然と共生し、自然の恵みを享受できるまち	1. 生物多様性の保全と再生 2. 自然の恵みの持続的な享受 3. 自然とのふれあいの確保
	生活環境 安全・安心で快適に暮らせるまち	1. 大気環境その他の保全 2. 水質の保全 3. 魅力ある景観・まちなみの保全 4. 快適な生活環境の形成
	気候変動 ゼロカーボンシティを実現し、気候変動に適応したまち	1. 温室効果ガスの排出を抑制・削減する緩和策の推進 2. 気候変動の影響に備える適応策の推進
	資源循環 4Rを推進するごみの少ないまち	1. 家庭における4Rの推進 2. 事業所における4Rの推進
	環境意識と行動 みんなが環境について考え、行動するまち	1. 環境に配慮した行動の促進 2. 環境教育の充実 3. 環境保全活動に関わる個人・団体との連携強化

施策

共通テーマ

(1)生息・生育環境の保全 (2)外来種対策の推進
(3)有害鳥獣対策の推進

(1)森林の保全と活用 (2)松林の保全
(3)農地の保全と活用 (4)地産地消の推進

(1)自然とのふれあいの場の保全 (2)自然とのふれあいの機会の創出

(1)大気汚染に関する情報把握と周知 (2)自動車騒音の測定

(1)水質の把握 (2)工場・事業場からの排水の適正管理
(3)汚水処理施設の整備

(1)良好なまちなみの形成 (2)まちの美化の推進

(1)環境に関するモラルの向上 (2)苦情・汚染等発生時の適切な対応
(3)ペット等の適正飼育

(1)地球温暖化対策に関する基盤的対策
(2)再生可能エネルギー等、CO₂排出ゼロのエネルギーへの転換
(3)エネルギー起源CO₂の削減対策

(1)自然災害による被害の防止・軽減に関する取組の推進
(2)暮らしや健康への影響に関する適応策の推進
(3)自然環境や生態系の変化状況の把握・対応

(1)4Rの普及促進 (2)ごみの減量の推進 (3)資源化の推進

(1)ごみの減量と資源化の推進

(1)環境保全活動、イベント等の開催による普及啓発
(2)ワンヘルスを意識した行動の促進
(3)様々な主体による環境美化活動の促進

(1)学校における環境教育への支援
(2)様々な主体への学習の場の提供
(3)環境教育を行う担い手の確保

(1)古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）との共働による環境保全活動の推進
(2)様々な主体が交流する機会の創出

共通テーマ1 人と環境が共生するゼロカーボンシティの実現

共通テーマ2 ワンヘルス（人と動物の健康、環境の健全性は一つ）の推進

- コラム -

未来を担う高校生による環境像の検討

めざす環境像や環境目標の検討にあたり、本市の未来を担う高校生の皆さんによるワークショップを開催しました。対象は福岡県公立古賀竟成館高等学校の1年生から3年生（合計26名）で、次表の内容にて3回開催しました。

	日時	テーマ等
第1回	2023年4月28日（金）	・田辺一城市長の講話 ・こがの環境について知ろう、考えよう
第2回	2023年5月17日（水）	・将来、住みたくなるこがの環境って？
第3回	2023年5月31日（水）	・めざす将来像の実現に向けて

ワークショップでは、参加者が自然環境、生活環境、地球環境、資源循環の4つの分野のグループに分かれ、各回のテーマについて議論しました。議論した内容は、模造紙や付箋等を用いて整理して、グループの意見として全体に向けて発表しました。

第1回では古賀市の環境について学ぶとともに、環境の良い所・悪い所等について広く意見を交わしました。また、本市がめざすまちづくりやワークショップに参加する高校生への期待等に関して、田辺一城市長の講話が行われました。第2回では将来の理想的な古賀市の環境像を思い描きました。第3回では理想的な環境像の実現に向けた取組について議論しました。

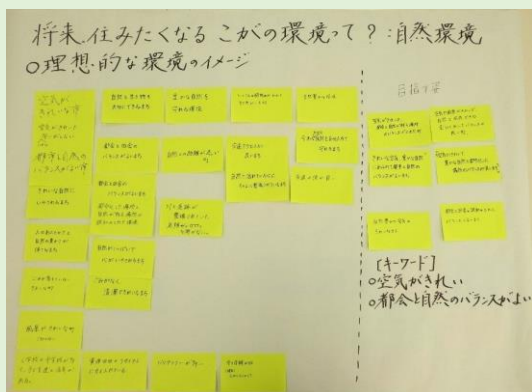
このワークショップを通じて、高校生の自由な意見を集めることができました。寄せられた意見は、本計画の環境像や施策の検討に活用しています。



写真 3-1 ワークショップの様子

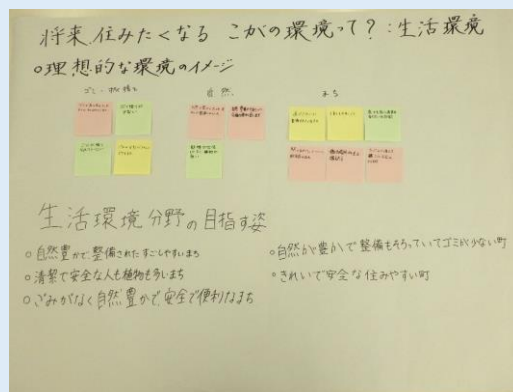
自然環境

- ・ 都会と自然のバランスが良いまち
- ・ 空気がきれいなまち



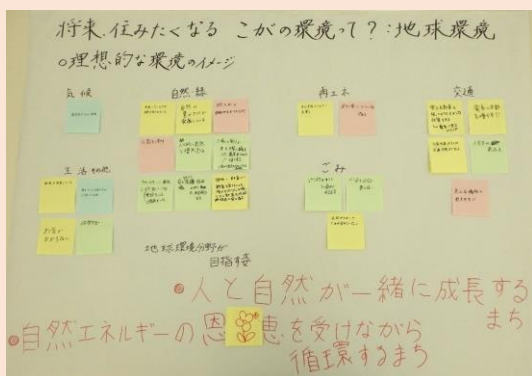
生活環境

- ・ 「自然豊か」で「きれい」「安全」「便利」な「すごしやすい」まち



地球環境

- ・ 人と自然と一緒に成長するまち
- ・ 自然エネルギーの恩恵を受けながら循環するまち



資源循環

- ・ フードロスやポイ捨てを0にするために、4Rが徹底されたまち

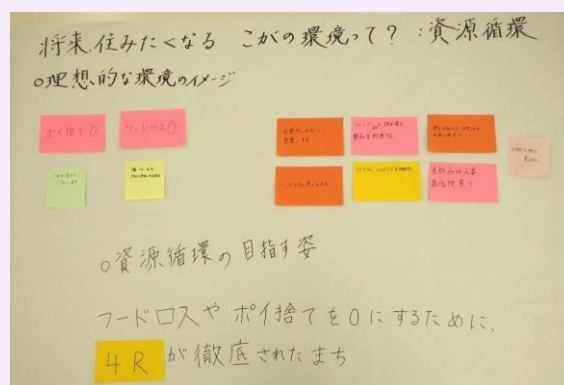


図 3-1 ワークショップでまとめた市の環境目標

ワークショップに参加した高校生の感想：

- ・ 自分の知らない古賀市についてたくさんを知ることができた
- ・ 古賀市がどのような政策を進めていけば良いのかを班員と意見交換でき、古賀市の環境や資源についての理解が深まった
- ・ 古賀のまちをめぐって、たくさんの発見を見つけたい、そして良さを広めたい
- ・ 自分が小さな頃から育ってきた古賀市にはこれからもきれいで住みやすい環境であって欲しいから、今回話し合った小さなことでも行っていきたい

- コラム -

小中学生が描く 10年後の古賀市の環境

計画の策定にあたり、小中学生の皆さんの意見を取り入れるため、市内の小中学校へアンケートを行いました。この中で、『みなさんの10年後くらいに、古賀市の環境が「こうなっていたらいいな」、「こうしたらいいんじゃないかな」と思うことがあれば書いてください』という内容で、理想の市の環境について意見をいただきました。ここでは、回答内容の一部を紹介します。

- ・アンケート対象：1,182名（うち小学6年生615名、中学3年生567名）
- ・回答者数：991名

小中学生アンケート結果（一部抜粋）：



第4章

めざす環境像を実現するための取組

第1節 自然環境	36
第2節 生活環境	42
第3節 気候変動	49
第4節 資源循環	55
第5節 環境意識と行動	61
第6節 古賀市の施策における共通テーマ	67

第3章で示した環境分野ごとに、現状と課題、施策、取組の内容を示します。
また、施策の進行状況を管理する指標と数値目標を示します。

写真掲載予定

第1節 自然環境

環境目標 1 | 自然と共生し、自然の恵みを享受できるまち

●現状と課題

本市はうみ、まち、さと、やまがバランスよく構成されており、白砂青松はくしゃせいしょうの美しい海岸線、ホテルの舞う大根川上流など、人と自然との営みの中で育まれたすばらしい自然が存在します。

このような本市の多様な自然環境は、様々な生物を育み、生物多様性を豊かなものにしており、ともに、食や産業など私たちの暮らしや経済活動を支えています。また、地域には、文化財の指定樹木を含む社叢しゃそう（鎮守の森）と一体となり守られてきた古い歴史をもつ神社が多く残っており、自然と共生するという伝統的な文化・慣習のほかにも、美しい景観による精神的な充足感や、身近な緑から得られる安心感といった重要な恵みに支えられてきました。

市全景の空撮写真など

本市では平成 16 (2004)年度以降、市全域における自然環境調査を実施できておらず、地域の自然環境を十分に把握できていないことが課題となっています。また、開発事業における環境配慮指針について明示できていないため、今後は検討を進める必要があります。その他、本市との連携の下で環境保全活動をけん引している古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）^{※1}、農地を維持管理する農家、有害鳥獣対策を担う猟友会などの高齢化が進行しており、今後の担い手不足が懸念されています。今後は市民・事業者など、多様な主体と連携して取組の環を広げ、施策を推進していく必要があります。

また、世界的に生物多様性に関する動きが加速し、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組が大きな潮流となっており、国の目標である 30by30 の達成に貢献するため、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を環境省が「自然共生サイト」として認定する取組を令和 5(2023)年度から開始しました^{※2}。

本市の自然をより良い姿で次世代に引き継いでいくためには、自然環境を保全・持続的に利用し、人と自然の共生を進めていくことが大切です。そのため、施策の実施にあたっては、自然の力を活用して生態系と人々に恩恵をもたらしながら社会的な課題を解決する NbS^{※3}（Nature-based Solutions）の考え方を念頭に置いて進める必要があります。

※1 「人と自然が共生し、持続的に発展することができるような地域」＝「環たまのまち」の実現のため、多様な主体（市民・事業者など）が、集い・活動する、開かれたネットワーク組織です。

※2 「自然共生サイト」における認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM（Other Effective area based Conservation Measures）」として国際データベースに登録されます。

※3 社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然及び人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動を指します。

●取組の方向性

本市のすばらしい自然を、より良い姿で次世代に引き継いでいくために、市民・事業者などと連携しながら自然環境の保全に努めるとともに、人と自然とのふれあいを確保・促進します。

また、私たちと自然環境のお互いがもたらす恩恵の相乗効果により、人と自然が共生・調和するまちをめざします。

目標達成に向け、取組の方向性を以下のように設定します。

<取組の方向性>

- 1-1. 生物多様性の保全と再生
- 1-2. 自然の恵みの持続的な享受
- 1-3. 自然とのふれあいの確保

高校生のイラスト

1-1. 生物多様性の保全と再生

- 人と自然に関わる様々な課題を解決することや、市の豊かな生態系を未来へ引き継いでいくことを目的とした「生物多様性古賀戦略」を推進し、ネイチャーポジティブの実現をめざします。
- 地球温暖化に起因する気候変動は、生態系や自然環境に様々な影響を与えます。地球温暖化対策と相互に連携しながら、生物多様性の保全を推進します。
- 市内で行われる開発事業における適切な環境配慮行動を促す環境配慮指針について検討します。

表 4-1 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体と連携・協力し、市内の代表的な自然環境（生物多様性古賀戦略に掲げている地域（P.20～21 参照））を保全します。 ・市内のビオトープを保全し、活用を推進します。 ・希少な野生生物の保全活動を実施します。
(2)外来種対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種に関する理解を促進するとともに、適正防除を実施します。
(3)有害鳥獣対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物等に被害を与える有害鳥獣への対策を推進します。 ・既存の生態系に被害を与える有害鳥獣への対策を推進します。

表 4-2 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
市内の代表的な自然環境における保全活動の実施回数	8回 (2020～2022年度の の平均値)	10回	生物多様性古賀戦略で指定した、市内の代表的な自然環境の中で保全行為を行った回数

1-2. 自然の恵みの持続的な享受

- 森林や松林、農地を保全する際には、グリーンインフラ[※]の考え方を取り入れながら、多面的機能の維持・発揮を図ります。

※ グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことをいいます。

表 4-3 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)森林の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃森林の再生と水源かん養機能の維持を図るため、森林の保全活動を実施します。 ・ 侵入竹林対策を研究・検討します。
(2)松林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松くい虫被害対策、松葉かき等、松林の保全活動を実施します。
(3)農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊休農地の解消に取り組みます。 ・ 新規就農者や認定農業者、農業生産法人等、多様な担い手を育成・確保します。 ・ 農地・農業用施設等の維持補修を計画的に実施します。 ・ スマート農業など、新しい農業技術の導入を推進します。
(4)地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の産業振興のため、地元農産物の地産地消を推進します。

表 4-4 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
森林施業面積（累計）	72.14ha (2018～2022年度 の累計値)	増加	福岡県荒廃森林整備事業実施分
耕地面積	446ha (2022年度実績)	現状維持	

1-3. 自然とのふれあいの確保

- 市内には古賀グリーンパークなど緑の多い公園が点在し、憩いの空間を形成しています。このように市内における自然とふれあえる場を適切に整備し、将来に継承していきます。
- 本市の特色である大根川の親水空間やビオトープなどを活用して環境学習を開催するなど、人と自然がふれあう機会を創出します。

表 4-5 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)自然とのふれあいの場の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいや健康増進の場である都市公園の整備、適切な維持・管理に努めます。 ・地域に親しまれる空間として、河川の適切な維持・管理を行います。
(2)自然とのふれあいの機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する理解や関心を高めるための環境講座や普及啓発活動を実施します。 ・学校教育において生物多様性に関する講座を実施し、自然とふれあい、興味・関心を高める機会づくりを支援します。

表 4-6 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
生き物とふれあう講座、学習会等の参加人数（延べ）	435 人 (2022 年度実績)	400 人	

●各主体の役割

市民の役割

- 自然観察会への参加などを通じて、身近な自然への理解と関心を深めます。
- 外来種について理解し、他の地域から持ち込んだり野外に放さないようにします。
- 野生鳥獣にむやみに近づいたり、餌を与えないようにします。
- 市民農園の活用や、農業体験などを通して、農業に関する理解と関心を深めます。
- なるべく古賀市で生産された農作物を購入するようにこころがけます。
- 川や公園、ビオトープなどの保全に努めます。

事業者の役割

- 自然環境に配慮して土地利用や事業活動に取り組みます。
- 事業所内を積極的に緑化し、適切に維持管理します。
- 市や市民団体が主催する自然観察会や生物調査への支援、協力を行います。
- 間伐や下草刈りなど、森林の適正な維持管理を行います。
- スマート農業など、環境にも配慮した新しい形態の農業に取り組みます。
- 自身の事業活動において自然環境の変化や生物多様性がどのような影響を及ぼしているか、自然環境の変化などに伴う事業活動におけるリスクと機会を適切に評価し、情報開示に取り組むことを検討します[※]。

※ 民間企業や金融機関が、自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織である、自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures。以下「TNFD」という。）が、令和5(2023)年9月に情報開示枠組みの最終提言を公開し、世界的に取組が推進されています。提言された開示推奨項目は、「ガバナンス」「戦略」「リスクとインパクト管理」「指標と目標」が四つの柱となっています。

第2節 生活環境

環境目標 2 | 安全・安心で快適に暮らせるまち

●現状と課題

大気環境や水環境などの生活環境を良好な状態に保つことは、私たちや次世代の子どもたちが日々の生活を健康で安全・安心に暮らしていくために大切なことです。

大気環境は、市内・市周辺の測定局で常時監視や測定が行われています。近年は概ね環境基準を満たしていますが、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）は一時的に基準値を超過し、県から注意喚起などの警報が発令されることがあります。また、市に寄せられる生活環境に関する苦情では、「野焼き」に関することが最も多いことから、対策を強化する必要があります。

水環境は、市内の河川で毎年水質の定点調査を実施しており、年による変動はあるものの、概ね環境基準を満たしています。海域や地下水の調査も継続的に実施していますが、良好な水準を保っています。

市民アンケートの結果（P.23）によると、本市の環境課題として、生活エリア（道路、河川、公園等）におけるごみや雑草について改善を求める意見や「市民の環境に関するモラルについて改善が必要」という意見が多く寄せられました。市民に環境に配慮した行動が浸透するように、幅広い世代への情報発信やモラル向上に向けた普及啓発、地域における美化活動の活性化などを通して、魅力的なまちなみや快適な生活環境の形成に取り組む必要があります。

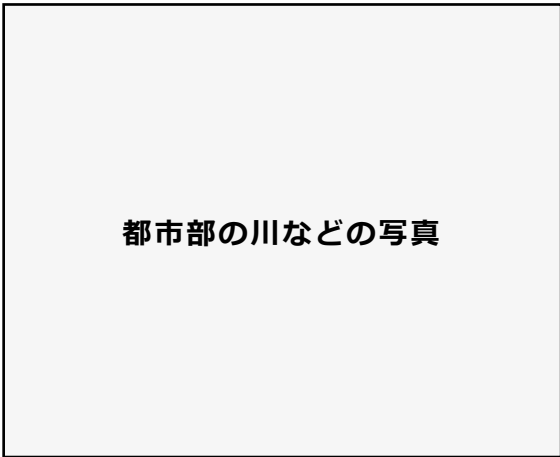


表 4-7 生活環境苦情件数

年度	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	うち野焼き	その他
2018年度	79	0	15	0	10	0	47	35	7
2019年度	83	5	17	1	11	2	42	25	5
2020年度	69	2	5	0	18	0	38	23	6
2021年度	62	0	6	0	7	0	42	30	7
2022年度	93	0	10	0	30	0	39	25	14

[出典：古賀市資料]


●取組の方向性

人間の活動による環境への負荷を減らし、安全・安心に暮らせるまちをめざすとともに、市民一人ひとりへ環境に配慮した行動の普及啓発を行い、古賀市らしいまちなみ・景観を守ることで、快適な生活環境の形成をめざします。

目標達成に向け、取組の方向性を以下のように設定します。

<取組の方向性>

- 2-1. 大気環境その他の保全
- 2-2. 水質の保全
- 2-3. 魅力ある景観・まちなみの保全
- 2-4. 快適な生活環境の形成



高校生のイラスト

2-1. 大気環境その他の保全

- 大気・騒音の状況を適切に把握します。
- 県から警戒情報などが発令された場合には、必要な対応を速やかに実行します。

表 4-8 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)大気汚染に関する情報把握と周知	・県が発表する観測データ等を把握し、注意喚起等の警報が県より発令された際は、市民への周知、被害実態の把握等の対応を速やかに実行します。
(2)自動車騒音の測定	・騒音規制法に基づき自動車騒音測定を実施し、結果に応じて関係機関と連携して対策を講じます。

表 4-9 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
環境基準（NO ₂ ）の達成	0.036ppm (2019～2021年度 の平均値)	環境基準値以下 (1日平均値の98% 値が0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ 以下)	市内の自動車排出ガス測定局（1局）における1日平均値の98%値について、環境基準のゾーンの上限である0.06ppmと比較して評価
環境基準（PM _{2.5} ）の達成 長期基準（年平均値）	12.3μg/m ³ (2019～2021年度 の平均値)	環境基準値以下 (1年平均値が 15μg/m ³ 以下であ り、かつ、1日平均値 が35μg/m ³ 以下)	98%目に該当する日平均値と短期基準（35μg/m ³ ）とを比較
環境基準（PM _{2.5} ）の達成 短期基準（98%目に 該当する日平均値）	29.7μg/m ³ (2019～2021年度 の平均値)		
道路交通騒音の 環境基準達成率	98.2% (2020～2022年度 の平均値)	100%	

2-2. 水質の保全

- 水質の保全のため、水質調査などを行うことで現状を把握し、問題が認識されれば、原因除去及び被害拡大防止に努めます。
- 汚水処理施設の整備を推進します。

表 4-10 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)水質の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・市内河川において定期的に水質を調査し、水質の状況を把握します。 ・海水域において定期的に水質を調査し、水質の状況を把握します。 ・地下水の水質を調査し、水質の状況を把握します。
(2)工場・事業場からの排水の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場において定期的に排水検査を実施し、結果に応じて改善のための指導等を実施します。
(3)汚水処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備及び合併処理浄化槽設置の支援により汚水処理人口普及率の向上を図ります。

表 4-11 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
河川・海域における水質の環境基準達成率	91.1% (2020～2022年度の 平均値)	100%	
汚水処理人口普及率	98.43% (2022年度実績)	100%	

2-3. 魅力ある景観・まちなみの保全

- 本市には、まちなかにも緑を感じることができる公園が点在しています。また、古賀神社や船原古墳など、歴史を感じさせる場所も多数存在します。人々の環境保全活動を推進することで、これらの地域資源を活かし、自然や歴史、まちなみが調和した快適に暮らせる環境づくりをめざします。

表 4-12 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)良好なまちなみの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物や工作物、開発行為等における景観指導を実施します。 ・ 屋外広告物の適正管理・是正指導を実施します。 ・ 空き家・空き地の適正管理に関する啓発や指導・助言を実施します。
(2)まちの美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や関係機関と協力して、道路、河川、海岸、公園等における除草や清掃活動を実施します。 ・ 不法投棄防止対策（パトロール等）を実施します。 ・ 除草剤の適正使用について普及啓発します。

表 4-13 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
簡易除却した違反広告物の件数	69 件 (2022 年度実績)	現状維持	
不法投棄パトロール回収量	21 t (2022 年度実績)	減少	

まちなみの写真など

2-4. 快適な生活環境の形成

- 市民・事業者に環境に配慮した行動が浸透するように、啓発活動に取り組みます。
- ペットの適正な飼育方法やマナーについて啓発を行い、環境保全や人と動物との共生社会づくりを推進します。

表 4-14 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)環境に関するモラルの向上	・野焼きや不法投棄等について、市民・事業者のモラル及びマナー向上を目的とした啓発活動を実施します。
(2)苦情・汚染等発生時の適切な対応	・生活環境苦情等の原因を確認し、発生源に対して指導を行います。 ・有害物質の流出による土壌汚染や水質事故等が発生した場合は、県や関係機関と連携して被害の拡大防止、原因の究明に努めます。
(3)ペット等の適正飼育	・ペットの適正な飼育方法や動物愛護に関する啓発活動を推進します。 ・地域で飼い主のいない猫の適正な管理・不妊去勢手術を行う「地域猫活動」を推進します。

表 4-15 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
生活環境苦情件数	75 件 (2020～2022 年度の 平均値)	減少	
犬・猫に関する苦情件数	65 件 (2020～2022 年度の 平均値)	減少	

●各主体の役割

市民の役割

- 光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)に関する情報に意識を向け、注意報発令時などは状況に応じた行動に努めます。
- 車の運転は、エコドライブを実践します。
- 公共交通機関や自転車、徒歩による移動をこころがけます。
- 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により水洗化に努めます。
- 空き家・空き地の適正管理を行います。
- 清掃活動などのまちの美化活動に参加します。
- 野焼き[※]や不法投棄は行いません。
- ペットを適正に飼育します。
- 除草剤を使用する場合は、周辺へ配慮し、使用方法・注意事項を守ります。

※ 農業や宗教上の行事など例外的に認められている野焼きもありますが、近隣への配慮が必要です。

事業者の役割

- 工場・事業所等からの汚染物質の排出を抑制します。
- 廃棄物の集積所を清潔に維持・管理するとともに、廃棄物は適正に処理します。
- 事業活動に伴う排水を適正に処理します。
- 設備更新や建て替えの際には騒音・振動・悪臭を抑える構造、配置を採用します。
- 車の運転は、エコドライブを実践します。
- 公共交通機関や自転車、徒歩による移動をこころがけます。
- 開発を行う際、景観への配慮や屋外広告物の適正管理を行います。
- 周辺地域や地域住民の生活環境に配慮して事業活動を実施します。
- 近隣地域の清掃活動など、まちの美化活動を実施します。
- 除草剤を使用する場合は、周辺へ配慮し、使用方法・注意事項を守ります。

第3節 気候変動

環境目標 3 | ゼロカーボンシティを実現し、 気候変動に適応したまち

● 現状と課題

市域の温室効果ガス排出量※は、減少傾向で推移しており、令和 2 (2020) 年度の温室効果ガス排出量 (375 千 t-CO₂) は、平成 25 (2013) 年度と比べて約 25%減少しています。

市域のエネルギー消費量は、近年横ばいで推移しており、社会・経済活動を維持しながらエネルギー消費量を削減することが課題となっています。部門別にみると、業務部門や製造業の消費量は減少傾向にあります。一方、自動車部門の消費量は、自動車台数の増加等により増加傾向にあります。

本市では、令和 32 (2050) 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「古賀市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。ゼロカーボンシティの実現に向けては、温室効果ガスを減らす「緩和策」に取り組み、私たち一人ひとりのライフスタイルを変えていくことはもちろん、社会全体の大きな変革が必要です。

また、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響は既に顕在化しています。福岡県においても、平成 29 年 7 月九州北部豪雨や令和 2 年 7 月豪雨など、近年、局地的な豪雨やそれに伴う土砂災害などが発生しています。また、夏季においては、地球温暖化や都市化の影響から猛暑日が増加しており、以前と比べても熱中症になる危険性が增大しています。将来はこのような異常気象に伴う災害の激甚化・頻発化が懸念されており、避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、誰もが安心して暮らせる環境を維持するために「適応策」にも取り組む必要があります。

※市域の温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、国や県のエネルギー消費量を按分する方法などを用いて算定しています。

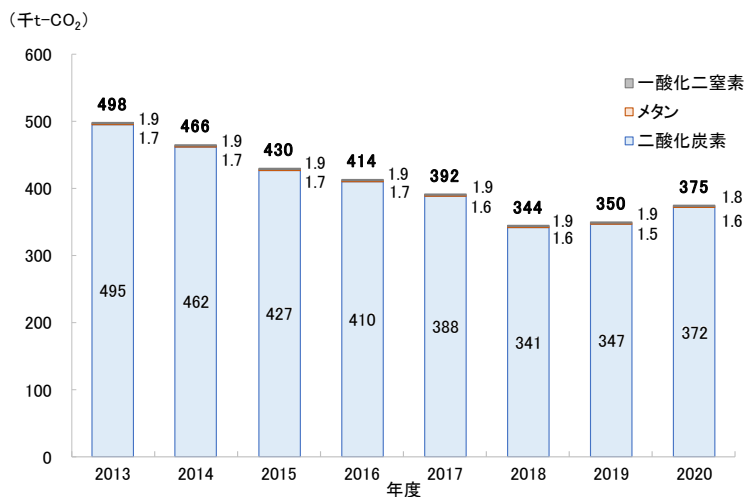


図 4-1 市域の温室効果ガス排出量の推移

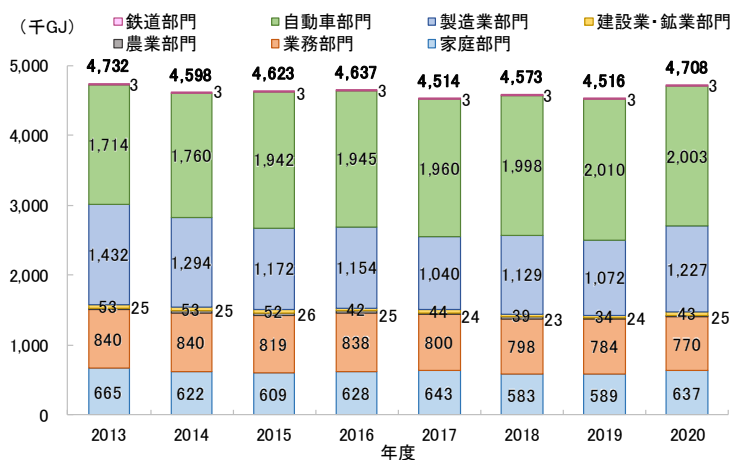


図 4-2 市域のエネルギー消費量の推移

●取組の方向性

令和 32 (2050)年までのゼロカーボンシティの実現をめざして省エネルギー対策や再生可能エネルギーの最大限活用、地球温暖化対策に関する啓発活動などを推進します。

また、地球温暖化に起因する気候変動の影響に対して、適応していくための取組を並行して進めます。

目標達成に向け、取組の方向性を以下のように設定します。

<取組の方向性>

- 3-1. 温室効果ガスの排出を抑制・削減する緩和策の推進
- 3-2. 気候変動の影響に備える適応策の推進



高校生のイラスト

3-1. 温室効果ガスの排出を抑制・削減する緩和策の推進

- 令和 32 (2050)年のゼロカーボンシティ実現に向け、令和 15 (2033)年度までに取り組むべき事項を示した「古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、緩和策を推進します。

表 4-16 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)地球温暖化対策に関する基盤的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や事業者の「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」への参画・実践を推進し、脱炭素につながる新しい暮らしへの定着を図ります。 ・ 脱炭素社会の実現に向けた基盤整備（市民の行動変容を促すための支援、事業者を複合的に支援するプラットフォームの構築及び運用）を行います。
(2)再生可能エネルギー等、CO ₂ 排出ゼロのエネルギーへの転換	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や事業者、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入や再エネ由来の電力への転換を図る等、非化石エネルギーの活用を促進します。 ・ 蓄電池や EV、PHEV 自動車等（移動型蓄電池）の活用、建物間で電力の相互融通を行う充電・給電設備 V2H/V2B 等を促進します。
(3)エネルギー起源 CO ₂ の削減対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や事業者による省エネ対策（うちエコ診断・省エネ診断、省エネ行動、高効率機器への更新、ZEH・ZEB 等の省エネ性能の高い建築物の選択、既存建物の省エネ改修、エコドライブ等）を促進します。 ・ スマートムーブ（CO₂排出量の少ない移動方法を選択すること）の普及を促進し、EV、PHEV 自動車などの次世代自動車の導入促進に向けた情報提供を行う等、運輸部門の脱炭素化を促進します。 ・ 市の実施する事務事業における会議のペーパーレス化やインターネット環境を活用した「書かない窓口」、「行かない窓口」などの取組を推進します。 ・ 市が実施するまちづくりや公共工事等における CO₂排出量削減対策を推進します。 ・ 市職員及び公共施設における省エネ対策（省エネ行動、高効率機器への更新、ZEB、既存建物の省エネ改修、次世代自動車への更新、エコドライブ等）を積極的に推進します。

表 4-17 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
市域の温室効果ガス総排出量の削減割合	375 千 t-CO ₂ (2020 年度実績)	2013 年度比 49%削減	基準年度は国の考え方にあわせて 2013 年度比とする。
「デコ活宣言」を行った市民の数（延べ）	0 人 (2022 年度実績)	3,000 人 (2024~2033 年度までの累 計値)	市の啓発により「デコ活宣言」を実施した人数
住宅における太陽光発電設備導入率	15.6% (2022 年度実績)	25%	計画改定年度および見直し年度については郵送、その他の年度については LINE を用いた市民アンケートにて数値集計予定。
公共施設の再生可能エネルギー導入施設数	7 施設 (2022 年度実績)	増加	
EV や PHEV、FCV 等の次世代自動車の普及率	1.5% (2022 年度実績)	10%	計画改定年度および見直し年度については郵送、その他の年度については LINE を用いた市民アンケートにて数値集計予定。

3-2. 気候変動の影響に備える適応策の推進

- 気候変動の影響に対して適応していくための取組を示した「古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（地域気候変動適応計画としての位置づけも含む）」に基づき、適応策を推進します。

表 4-18 施策と主な取組

施策	主な取組
(1) 自然災害による被害の防止・軽減に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に関する情報を提供し、事前の備えに役立ててもらうため、古賀市総合防災マップなどで災害危険箇所や避難についての周知を継続して実施します。 ・ 災害時に活用できるテントや毛布、非常食等の非常用物資の備蓄、避難所に指定されている施設の非常用電源の確保などに取り組みます。 ・ 災害拠点となる公共施設等の機能を維持できるよう、適切に管理を行います。 ・ 河川や森林の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切な維持管理を実施し、災害発生の防止に努めます。
(2) 暮らしや健康への影響に関する適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米やみかん等への高温障害による影響や穀物収量の変化、新たな病害虫による被害等、気候変動による農作物への影響や発生状況について、県や専門機関と情報を共有します。 ・ 熱中症に関する情報発信や対策の実践に向けた教育講座を開催します。 ・ 熱中症対策として活用できる市内給水エリアについて周知や情報発信を行います。 ・ 猛暑時に熱中症予防のために避難できる施設の指定を検討します。 ・ 地球温暖化により影響を受けると想定される、日本脳炎やコレラ等の感染症に関する情報収集や流行への対策に努めます。
(3) 自然環境や生態系の変化状況の把握・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化を起因とする気候変動による生物多様性への影響の把握や情報収集に努め、必要な施策を検討します。

●各主体の役割

市民の役割

(日々の生活)

- クールビズ・ウォームビズ等の省エネ行動や環境配慮行動に取り組みます。
- 窓への日よけの設置やグリーンカーテンの育成など、身近な暑さ対策に取り組みます。
- 熱中症を予防するため、適切に空調を使用します。
- 豪雨災害などに備え、災害危険箇所を把握し、災害時に必要な物資を備蓄します。

(外出時)

- 近場への移動は徒歩や自転車を利用します。また、公共交通機関を積極的に活用します。
- 車の運転は、エコドライブを実践します。

(買い替え・建て替え・設備の導入)

- 戸建て住宅はZEH化を検討します。
- 省エネ性能が高い空調や照明器具、家電製品、給湯器などを選択します。
- 太陽光発電システムや太陽熱温水器などの再生可能エネルギー設備を導入します。
- HEMS、蓄電池などを導入し、エネルギーを効率的に使います。

事業者の役割

(日々の業務)

- クールビズ・ウォームビズ等の省エネ行動や環境配慮行動に取り組みます。
- 日よけの設置や窓への遮熱材の導入、屋外作業場におけるミストの実施、グリーンカーテンの育成など、身近な暑さ対策に取り組みます。
- エネルギーマネジメントを実施し、エネルギー使用量の把握と省エネに取り組みます。
- 使用電力における再生可能エネルギーの割合向上に取り組みます。
- 地産地消を意識した商品の製造を検討し、輸送により排出される温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- 豪雨災害などに備え、BCP（事業継続計画）を作成します。

(通勤・外出時)

- 近場への移動は徒歩や自転車を利用します。また、公共交通機関を積極的に活用します。
- 車の運転は、エコドライブを実践します。

(買い替え・建て替え・設備の導入)

- 建築物のZEB化を検討します。
- 省エネ性能が高い照明器具、オフィス機器、給湯器などを選択します。
- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを導入します。
- 自動車を買う際には、EV、PHEV自動車などの次世代自動車を選択します。

第4節 資源循環

環境目標 4 | 4Rを推進するごみの少ないまち

●現状と課題

地球上の資源には限りがあります。これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、気候変動問題や海洋プラスチックごみ問題など、様々な環境問題を引き起こす要因になっています。

本市の家庭系ごみ（1人1日当たり）のごみ処理量^{※1}は、近年横ばい傾向にあります。これまで、3Rに関する市民への啓発や生ごみの減量、分別収集による資源化などの施策を実施しており、市民のごみの減量・資源化の意識は高いものとなっています。

今後はごみの減量・資源化施策として、これまでの「3R^{※2}」に Refuse を加えた「4R^{※3}」（= Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル））の推進や、ライフスタイルに合わせた啓発、資源化する品目を増やすなどの資源化率を上げる施策を充実していくことで、ごみの排出量を減らしていくことが必要です。

事業所のごみ処理量（1人1日当たり換算）は、近年緩やかな減少傾向にあります。これまでに、多量排出事業者への事業系ごみの適正処理の指導や、市内事業者への訪問調査・啓発、優良事業者への表彰制度などの施策を実施し、事業系ごみの減量化と資源化に努めてきました。

効果を引き続き継続させるため、今後も適正な排出・処理の指導、実態を把握する調査やごみの減量・資源化に向けた啓発や情報提供を推進する必要があります。

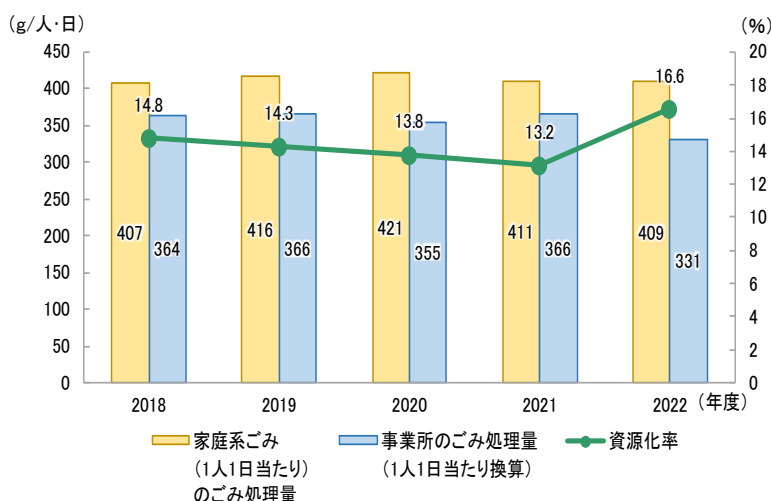


図 4-3 1人1日当たりのごみ処理量の推移

※1 家庭系ごみの処理量は、市民の日常生活から出る家庭のごみから資源化されるごみ（剪定枝、古紙など）を除いた値を指します。

※2 Reduce（リデュース=廃棄物を出さない）、Reuse（リユース=再使用する）、Recycle（リサイクル=再資源化する）の略称です。循環型社会をつくっていく上での基本的な考え方です。

※3 3Rに加えて、ごみ自体を発生させない Refuse（リフューズ）の考え方も重要であることから、古賀市では3Rの前に1R（リフューズ）を加えた4Rを推進しています。

【1】断ろう（Refuse リフューズ）ごみになる物は発生源から断ちましょう

【2】減量しよう（Reduce リデュース）ごみとなる物が少なくなるように行動しましょう

【3】繰り返し使おう（Reuse リユース）使わなくなった物は他に活用する方法を考えましょう

【4】再資源化しよう（Recycle リサイクル）資源は積極的にリサイクルし、有効活用を進めましょう

●取組の方向性

限りある資源を有効に活用するため、4Rの取組を推進し、ごみが少なく、資源が循環するまちをめざします。

目標達成に向け、取組の方向性を以下のように設定します。

<取組の方向性>

4-1. 家庭における4Rの推進

4-2. 事業所における4Rの推進



高校生のイラスト

4-1. 家庭における4Rの推進

- ごみの減量・資源化施策として、家庭における4Rの普及促進を図ります。
- 家庭から排出されるごみを減量する施策を推進します。
- 分別収集の促進や新規分別収集品目の検討により、家庭から排出されるごみのさらなる資源化を推進します。

表 4-19 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)4Rの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや広報こが等を通じて、それぞれのライフスタイルや世代に合わせて無理なく4Rの取組ができる情報の提供を行います。 ・イベントや講座を通じて、4Rの推進に向けた普及啓発を行います。
(2)ごみの減量の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・すぐに食べるものは賞味期限の近い商品を積極的に購入する「てまえどり」を推進します。 ・市のイベント等を通じて、食品ロスの現状を伝えると共に、生ごみの減量に効果的な方法(極力濡らさない、水切り、堆肥化等)についての啓発を行います。 ・市のイベント等を通じて、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの現状を伝えるとともに、マイバッグの使用やプラスチック代替商品の使用を促す啓発を行います。
(3)資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙や剪定枝、廃食油や小型家電などの分別収集による資源化を促進します。 ・最新のリサイクル情報を収集し、新規に分別収集できる品目について検討し、リサイクル率の向上につなげます。

表 4-20 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	549.7g (2022年度実績)	522.5g	2022年度実績より5%削減にて目標値を設定
リサイクル率	16.6% (2022年度実績)	20%	

【指標算定方法】

- ・「1人1日当たりの生活系ごみの排出量」

$$= \text{生活系ごみ（生活系収集ごみ + 自己搬入ごみ（剪定枝） + 集団回収）の排出量} \div \text{年間日数（365日）} \div \text{人口}$$
- ・「リサイクル率」 = $\text{リサイクル総量} \div \text{ごみ総排出量} \times 100$

4-2. 事業所における 4R の推進

- 事業系ごみの実態を把握し、事業系ごみの減量と資源化を推進します。
- 事業系ごみの減量と資源化の推進に向け、広報こがや市ホームページ等を通じて事業者
に業種ごとの産業特性に合わせて無理なく 4R の取組ができるような情報提供を行います。

表 4-21 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)ごみの減量と資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者にごみの減量と資源化に関する情報提供、指導及び啓発を行います。 ・事業者のグリーン購入について普及啓発し、推進します。 ・ごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所の認定と特に優れた事業所を表彰し、ごみ減量意識の向上や具体的な行動を促します。

表 4-22 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
1 日当たりの事業系ごみの排出量	20.03t (2022 年度実績)	19.03t	2022 年度実績より 5%削減にて目標値を設定

【指標算定方法】

「1 日当たりの事業系ごみの排出量」

= 事業系ごみ（事業系収集ごみ + 自己搬入ごみ（事業系））の排出量

÷ 年間日数（365 日）

●各主体の役割

市民の役割

(ごみを出す前に)

- 資源物の分別を徹底します。
- ごみをなるべく濡らさないようにします。また、生ごみの水切りをします。
- コンポスト容器などで生ごみを堆肥化し、利用します。
- 食べない缶詰などは、フードドライブへ寄付します。
- 着なくなった服はリユースショップなどで売却します。

(外出時)

- マイバッグ、マイボトル、マイカトラリー（はし、スプーン、フォーク）を持ちます。

(買い物)

- 食材は使い切ることができる量を購入します。
- 詰め替え用の商品やばら売り・量り売り商品を購入します。
- お店で食材を購入する際、手前にある商品から選ぶ「てまえどり」に協力します。
- 包装紙や保存用の箱を断ります。
- まちで配布している不要なチラシ、フリーペーパーを断ります。

事業者の役割

(日々の業務)

- 資源物の分別を徹底します。
- グリーン購入を推進します。
- 梱包材や容器包装などの減量化に取り組みます。
- 節水やペーパーレス化など、省資源化に取り組みます。

(食品の販売、食事の提供)

- 食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組みます。
- 「てまえどり」を推進するなど、消費期限内の食品廃棄削減に取り組みます。
- 必要な量だけ買うことができるように、ばら売りや量り売りを進めます。
- 生ごみ処理機などで生ごみを減量化します。

(商品・サービスの販売、提供)

- 買い物客のマイバッグ持参を推進します。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進します。
- ごみの出にくい商品の設計、使用済み商品の再使用及び再生利用など、ごみの減量に向けた工夫をします。

第5節 環境意識と行動

環境目標 5 | みんなが環境について考え、行動するまち

●現状と課題

本市の豊かな環境を守り、次世代へ引き継いでいくためには、市民・事業者・市のそれぞれが環境について考え、連携・協力して環境保全に取り組んでいく必要があります。

本市では、古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）などとの連携により、毎年様々な環境保全活動や環境体験講座などを開催しており、「大根川一斉清掃」には、毎回数百人が参加しています。また、海洋プラスチック問題の社会的な関心の高まりなどにより、自主的にボランティア活動に取り組む市民が増加するなど、市民の環境意識は高まっています。

環境教育の面では、市内小学校において、地球温暖化や資源循環、地産地消、SDGs など地球に住むわたしたちを取り巻く様々な問題について学ぶことができる講座を実施しているほか、大根川の親水空間を活用して「川の学習」講座を開催しています。また、市民向けには気候変動や SDGs、市内の生きものなどに関する講座を開催しています。今後は、人と動物の健康と環境の健全性を一体として考える「ワンヘルス」などの考え方を取り入れるほか、様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、新たな価値観や行動の変容をもたらし、持続可能な社会を実現することをめざす学習・教育活動を推進していく必要があります。

また、このような活動を推進するためには、環境に関する専門的な知識や経験を持つ人材が必要不可欠ですが、本市ではこのような担い手の高齢化が進んでおり、環境教育の新たな担い手の育成が課題となっています。

大根川一斉清掃または
海岸清掃の写真

環境講座や保全活動の写真

環境講座や保全活動の写真

●取組の方向性

環境保全活動に主体的に参加し、責任ある行動が取れる人を育てる環境教育や支援を推進します。自ら行動し、みんなで協力してよりよいまちをめざします。

目標達成に向け、取組の方向性を以下のように設定します。

<取組の方向性>

- 5-1. 環境に配慮した行動の促進
- 5-2. 環境教育の充実
- 5-3. 環境保全活動に関わる個人・団体との連携強化



高校生のイラスト

5-1. 環境に配慮した行動の促進

- イベントの開催、情報発信、普及啓発活動などにより、取組の環を広げていきます。
- 人と動物の健康、環境の健全性は一つとして、一体的にみんなですべて守っていきこうと考え、行動していく「ワンヘルス」の普及を推進します。

表 4-23 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)環境保全活動、イベント等の開催による普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・環境関連イベントを開催するとともに、市内における環境保全活動や各種講座等について広報周知を行い、市民・事業者等への環境に関する意識の向上及び環境活動の推進を図ります。
(2)ワンヘルスを意識した行動の促進 ※具体的な取組例については P.70	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルスに関する学校教育について資料提供や講座の開催等の支援を行います。 ・広報こがやイベントでの普及啓発活動、講座の開催等により、ワンヘルスの普及を推進します。
(3)様々な主体による環境美化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・個人、自治会や校区コミュニティが実施する地域の環境美化活動を支援します（周知、ごみ袋の支給、ごみの回収等）。 ・「地域貢献をしたい」という意思をもつ企業や事業所が、美化活動を行う古賀市アダプトプログラムを推進します。

表 4-24 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
環境保全活動に参加している市民の割合	25.7% (2022 年度実績)	50%	活動例：河川や海等の環境美化（清掃）活動、環境講座への参加、環境保護団体への登録・寄付活動、動植物の生息場の整備・調査、外来種対策 ※計画改定年度および見直し年度については郵送、その他の年度についてはLINEを用いた市民アンケートにて数値集計予定。

5-2. 環境教育の充実

- 子どもから大人まであらゆる世代に対して、家庭、地域、学校及び事業所などのあらゆる場所において、環境について学ぶ場や機会を提供します。
- 環境教育の担い手の育成に努めます。

表 4-25 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)学校における環境教育への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での環境教育・環境学習を支援します。 ・高校における環境に関する取組を積極的に支援します。
(2)様々な主体への学習の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する様々な講座を開催します。 ・海津木苑（汚泥再生処理センター）の施設見学を通じて、循環型社会の理解を深めます。 ・古賀市環境人材バンク制度により、市民・事業者等が環境教育や研修会を開催する際に、様々な分野の講師派遣を行います。
(3)環境教育を行う担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・古賀市環境人材バンク制度の積極的な運用により、環境教育を行う担い手を育成するとともに、活動の場を広げます。

表 4-26 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
環境に関する講座等の参加人数（延べ）	1,246 人 (2022 年度実績)	1,370 人	
環境人材バンク制度による環境アドバイザー派遣件数（延べ）	5 件 (2022 年度実績)	60 件 (2024~2033 年度までの累計値)	

5-3. 環境保全活動に関わる個人・団体との連携強化

- 古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）と連携して環境保全活動を推進します。
- 市民・事業者など、多様な主体の参画を促し、お互いが学び合い、交流しながら「自ら環境について考え、意識して行動する」気運を醸成します。

表 4-27 施策と主な取組

施策	主な取組
(1) 古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）との連携による環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）が実施する事業について、市と連携して推進します。 ・古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）が実施している様々な活動の内容を、メディア等を活用して広く周知します。また、古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）が主催する環境関連イベントを広報することにより、様々な主体の参画を促し、会員数の増加につなげます。
(2) 様々な主体が交流する機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者等、多様な立場の団体がお互いの活動方法について学び合い、交流できる機会を創出します。

表 4-28 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）が開催する環境保全・啓発活動への参加人数（延べ）	883 人 （2022 年度実績）	900 人	

●各主体の役割

市民の役割

- 環境問題に関心を持ち、理解を深めます。
- 古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）や市ホームページ、広報こがなどから、市の環境情報を得ます。
- 環境美化活動などの環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境に関するイベントや講座などに参加します。
- 古賀市環境人材バンク制度を活用して、環境講座や体験活動を開催・受講します。
- 環境に関する知識や経験を持っている人は、古賀市環境アドバイザーや古賀市環境サポーターに登録します。

事業者の役割

- 古賀市環境人材バンク制度を活用するなどして、従業員への環境教育を進めます。
- 環境に関するイベントに参加・協力します。
- 環境に関する調査に協力します。
- 古賀市で環境保全に取り組む団体などに対して支援を行います。
- 市民や市との情報交換を行うなど、活動の協力・連携を図ります。
- 古賀市アダプトプログラムなどの環境保全活動に参加します。

第6節 古賀市の施策における共通テーマ

本計画に示す施策の中には、本市の現状や社会動向などを踏まえ、各分野を横断して、重点的に取り組むべきものがあります。そこで、本市がめざす環境像を実現するために、重点的に取り組んでいくべき施策を共通テーマとして位置づけます。

共通テーマを構成する個々の施策は環境像を実現するための取組と同じですが、環境分野を横断して取り組むことでつながりの環がさらに広がることを期待しています。

次ページより、共通テーマごとに本市が実施する施策を整理したものを示します。

2つの共通テーマ

共通テーマ1：

人と環境が共生するゼロカーボンシティの実現

共通テーマ2：

ワンヘルス(人と動物の健康、環境の健全性は一つ)の推進

共通テーマの設定にあたっての視点

- 分野横断的な視点で取り組むことができること
- 本市の現状や社会動向などを踏まえ、早期に実施することが望ましいこと
- 環境だけでなく、社会・経済の幅広い分野の課題解決に繋がること

共通テーマ 1 :

人と環境が共生するゼロカーボンシティの実現

● 概要

本市は、市の豊かな自然を守り、誰もが安心して暮らせる持続可能で豊かな環境を次世代につないでいくため、「令和 32 (2050)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ」の実現をめざしています。

ゼロカーボンシティの実現に向けて、市民や事業者に地球温暖化防止に対する一層の理解と協力を促し、市全体で一体となって以下の取組を進めます。

基本的な取組

- ・ エネルギー起源 CO₂ の削減対策や再生可能エネルギー等 CO₂ 排出ゼロ(非化石燃料)のエネルギーへの転換に取り組み、排出量をほぼゼロにする。
- ・ 非エネルギー起源 CO₂ の削減対策を実施し、可能な限り削減する。
- ・ 森林等による吸収源の維持や確保に努める。
- ・ それでも残ってしまう CO₂ 排出量は、CO₂ 回収技術等によって埋め合わせる。

また、これらの取組は、自然環境や生活環境、まちなみ等への配慮など、バランスを考慮して進めることとします。

さらに、家庭や公共施設への自家消費型の太陽光発電や蓄電池などの普及による災害に強い地域づくり、脱炭素化による地域経済の活性化など、ゼロカーボンシティの実現と同時に地域課題の解決をめざします。



図 4-4 ゼロカーボンシティの実現に向けた基本的な取組

● 推進する施策と取組（各環境分野の施策から特に関連する施策を抜粋・要約）

表 4-29 共通テーマ 1 を推進するための施策と取組

環境分野	施策	取組
1.自然環境	森林の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全活動を実施します。 ・侵入竹林対策を研究・推進します。
	農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業など、新しい農業技術の導入を推進します。
	地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送にかかるエネルギーの削減など、環境負荷低減のため、地元農産物の地産地消を推進します。
3.気候変動	地球温暖化対策に関する基盤的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者の「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」への参画・実践を推進し、脱炭素につながる新しい暮らしへの定着を図ります。 ・脱炭素社会の実現に向けた基盤整備（市民の行動変容を促すための支援、事業者を複合的に支援するプラットフォームの構築及び運用）を行います。
	再生可能エネルギー等、CO ₂ 排出ゼロのエネルギーへの転換	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入や再生エネ由来の電力への転換を図る等、非化石エネルギーの活用を促進します。 ・蓄電池やEV、PHEV自動車等（移動型蓄電池）の活用、建物間で電力の相互融通を行う充電・給電設備V2H/V2B等を促進します。
	エネルギー起源CO ₂ の削減対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者による省エネ対策（うちエコ診断・省エネ診断、省エネ行動、高効率機器への更新、ZEH・ZEB等の省エネ性能の高い建築物の選択、既存建物の省エネ改修、エコドライブ等）を促進します。 ・スマートムーブ（CO₂排出量の少ない移動方法を選択すること）の普及を促進し、EV、PHEV自動車などの次世代自動車の導入促進に向けた情報提供を行う等、運輸部門の脱炭素化を促進します。 ・市の実施する事務事業における会議のペーパーレス化やインターネット環境を活用した「書かない窓口」、「行かない窓口」などの取組を推進します。 ・市が実施するまちづくりや公共工事等におけるCO₂排出量削減対策を推進します。 ・市職員及び公共施設における省エネ対策（省エネ行動、高効率機器への更新、ZEB、既存建物の省エネ改修、次世代自動車への更新、エコドライブ等）を積極的に推進します。
5.環境意識と行動	環境保全活動、イベント等の開催による普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策に関する各種講座等について広報周知を行い、環境に関する意識の向上及び環境活動の推進を図ります。
	学校における環境教育への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンカーテン講座の実施など、地球温暖化対策に関する学校教育を支援します。
	様々な主体への学習の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策に関する環境教育・環境学習を推進し、一人ひとりの省エネに対する意識向上などをめざします。
	古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）との連携による環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）が実施する地球温暖化対策に係る事業について、市と連携して推進します。

共通テーマ 2 :

ワンヘルス(人と動物の健康、環境の健全性は一つ)の推進

→「ワンヘルス」の説明は、P.14 参照

● 概要

本市は、「古賀市ワンヘルス推進宣言」を表明しています。これに基づき、環境に関する様々な施策や取組は、このワンヘルスの理念のもとで実施することとしています。

地域やボランティア、関係機関との連携により、ワンヘルスの取組を推進することにより、環境保全及び人と動物の共生する地域社会づくりをめざします。

古賀市ワンヘルス推進宣言の概要

- ・人と動物の健康と環境の健全性は一つと考えるワンヘルスの理念のもと、県の取組に連携・協力しながら、実践を進め次世代に継承していきます。
- ・環境保全や人と動物の共生社会づくり、自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり、自然と調和した産業の振興などに向けた活動に取り組みます。

取組の例

- ・ワンヘルスの認知度拡大に向けた普及啓発を行う。
- ・動物の適正管理・終生飼養、動物愛護に関する普及啓発を行う。
- ・地域で飼い主のいない猫の適正な管理・不妊去勢手術を行う「地域猫活動」を推進する。
- ・狂犬病の予防接種などにより人と動物の共通感染症を予防する。
- ・自然とのふれあいの機会や講座等を通じて、生物多様性に関する理解促進に向けた啓発を行う。
- ・外来種に関する理解促進に取り組み、適正防除につなげる。
- ・ワンヘルス教育実践のための教材の普及に努め、学校の授業等での講座の実施などを行う。
- ・スポーツのきっかけ作りに関する取組や、健康づくりにつながる運動・スポーツイベントを開催する。
- ・地域の産業振興のため、地元農産物の地産地消を推進する。
- ・食の安全・安心や環境への負荷の軽減（旬の食材摂取）につながる食育を推進する。
- ・人と動物の自然とのふれあいの場として、都市公園の整備を行う。

● 推進する施策と取組（各環境分野の施策から特に関連する施策を抜粋・要約）

表 4-30 共通テーマ 2 を推進するための施策と取組

環境分野	施策	取組
1.自然環境	外来種対策の推進	・外来種に関する理解を促進するとともに、適正防除を実施します。
	有害鳥獣対策の推進	・既存の生態系や農作物等に被害を与える有害鳥獣への対策を推進します。
	地産地消の推進	・地元農産物の地産地消を推進します。
	自然とのふれあいの場の保全	・自然とのふれあいや健康増進の場である都市公園の整備、適切な維持・管理に努めます。 ・地域に親しまれる空間として、河川の適切な維持・管理を行います。
	自然とのふれあい機会の創出	・生物多様性に関する理解や関心を高めるための環境講座や普及啓発活動を実施します。 ・学校教育において生物多様性に関する講座を実施し、自然とふれあい、興味・関心を高める機会づくりを支援します。
2.生活環境	ペット等の適正飼育	・ペットの適正な飼育方法や動物愛護に関する啓発活動を推進します。 ・地域で飼い主のいない猫の適正な管理・不妊去勢手術を行う「地域猫活動」を推進します。
5.環境意識と行動	ワンヘルスを意識した行動の促進	・ワンヘルスに関する学校教育について資料提供や講座の開催等の支援を行います。 ・広報こがやイベントでの普及啓発活動、講座の開催等により、ワンヘルスの普及を推進します。



[出典：福岡県生物多様性戦略 2022-2026]

図 4-5 生物多様性と人の健康

<余白>

第5章

計画の着実な推進に向けて

第1節 計画の推進体制	74
第2節 計画の進行管理	76

写真掲載予定

第1節 計画の推進体制

計画を着実に推進していくためには、多くの人々が参加し、取組を進めていく必要があります。

そこで、本市が実施する施策・事業を総合的かつ計画的に進めるための庁内の組織体制及び、より多くの人々が取組に参加するための市民参加の推進体制を確立します。

具体的には下図に示すとおり、市長の諮問機関である「古賀市環境審議会」、庁内での施策・取組を検討する組織である「古賀市環境政策調整委員会」、本市と連携した取組を推進するネットワーク組織「古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）」や市民・事業者などが協力しながら計画を推進していきます。また、広域的あるいは地球規模の視点での取組が必要な事項については、他の地方公共団体や国などと連携・協力を図りながら進めていきます。

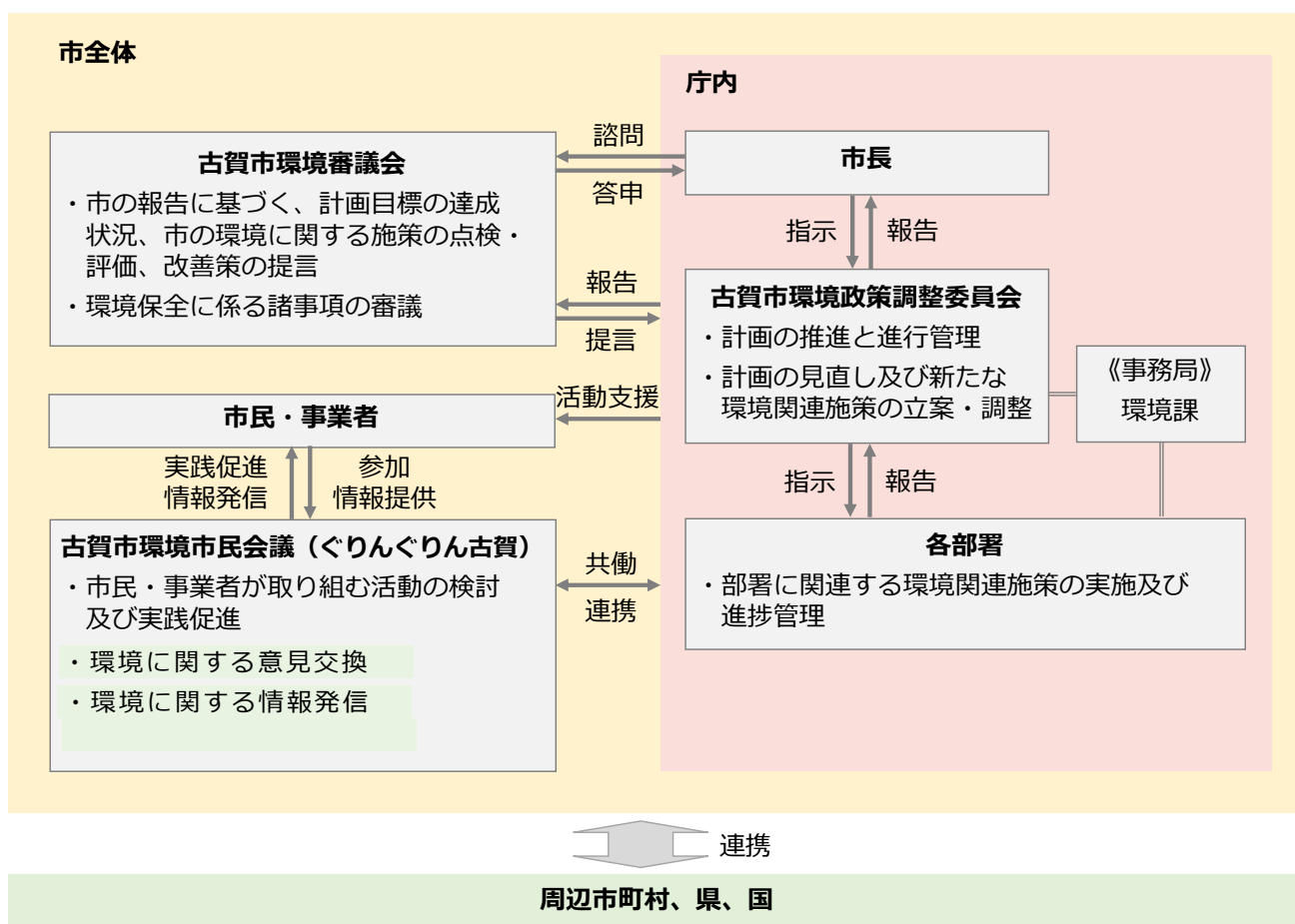


図 5-1 計画の推進体制

(1) 古賀市環境審議会

古賀市環境審議会は、市長の諮問機関であり、学識経験者、市民、事業者などから構成されます。

古賀市環境審議会は、環境保全に係る諸事項を審議するとともに、市からの報告に基づき計画目標の達成状況、市の環境に関する施策を点検・評価し、改善策を提言します。

(2) 古賀市環境政策調整委員会

古賀市環境政策調整委員会は、環境施策に関連する部課で構成される組織であり、計画の推進と進行管理を行うとともに、計画の見直し及び新たな環境関連施策の立案及び調整を行います。

また、環境分野全般にわたり、全庁的な事案に関して議論・検討を行い、それに基づいて環境審議会へ報告を行います。

(3) 古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）

古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）は、人と自然が共生し、持続的に発展することができるつながりの環の実現のため、多様な主体（市民・事業者など）が情報交換を行い、市内の環境保全を推進する開かれたネットワーク組織です。平成 24（2012）年に設立され、団体会員と個人会員で構成されています。公募によってメンバーを募集し、計画を推進するための市民・事業者が取り組む活動を検討し、実践します。

第2節 計画の進行管理

(1) 進行管理の流れ

本市は、計画の目標や市が行う環境関連施策の点検・評価、見直し・改善を行うとともに、それらが適切に行われているかのチェックを図 5-2 に示すような P D C A サイクルで行います。さらに、その結果を古賀市環境審議会が点検・評価することにより、計画の進行管理を行います。

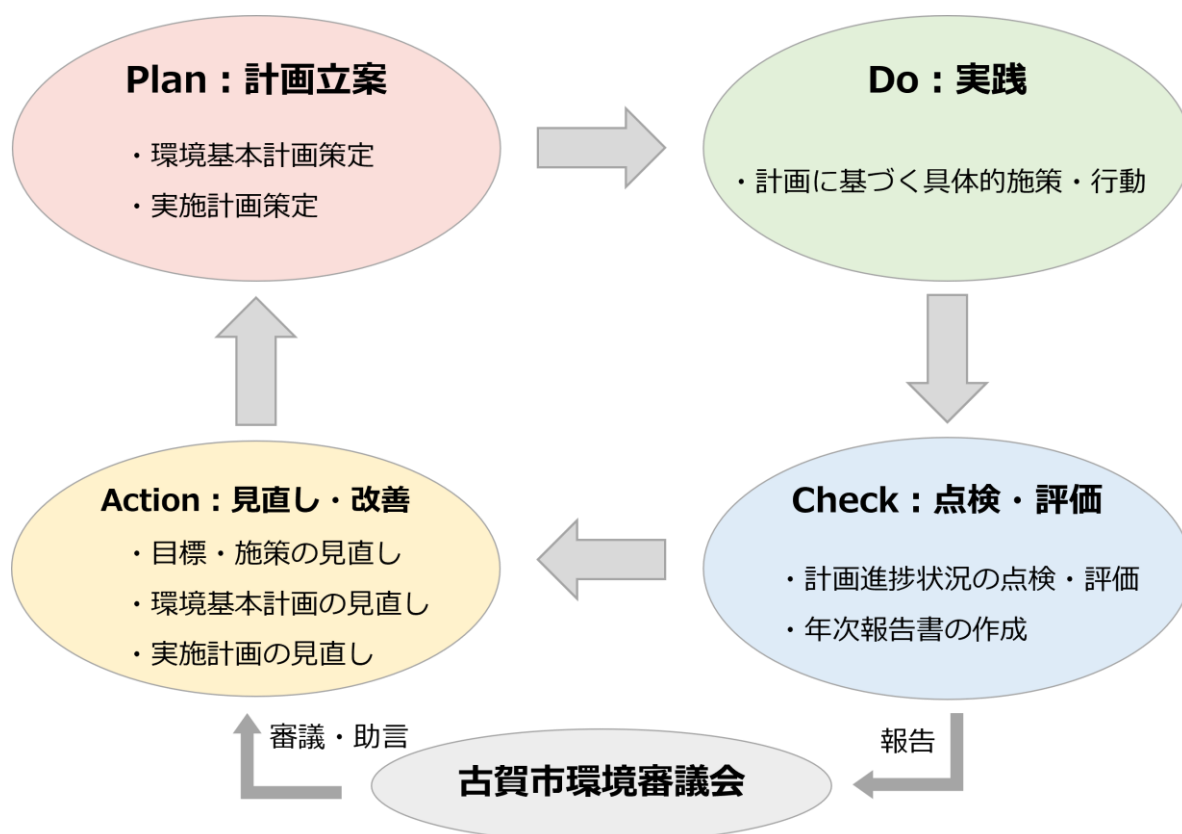


図 5-2 計画の進行管理

(2) 年次報告書の作成・公表

計画の進捗状況や本市の環境状況を把握し、課題を明らかにして、今後の取組に活かしていくために、年次報告書「古賀市環境報告書」を作成し、公表します。また、古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）の活動についても同様の報告書を作成します。

(3) 実施計画書の作成

年次報告書に掲げられた課題を解決するために取り組む環境関連施策を明らかにした実施計画を作成します。この実施計画は、5 年を 1 期として定め、毎年ローリングにより、見直しを行うものとしします。

<余白>

資料編

第1章 古賀市環境基本条例	80
第2章 古賀市環境基本条例施行規則・審議会委員名簿	86
第3章 古賀市環境政策調整委員会規則	88
第4章 計画策定の経過	90
第5章 古賀市環境審議会への諮問書	91
第6章 古賀市環境審議会からの答申書	92
第7章 アンケート調査概要	93
第8章 用語解説	95

第1章 古賀市環境基本条例

平成 16 年 10 月 5 日
条例第 17 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 施策の策定等に係る基本方針(第 8 条)

第 3 章 施策の総合的かつ計画的推進(第 9 条—第 11 条)

第 4 章 推進施策

第 1 節 環境への負荷の低減に資する施策(第 12 条—第 19 条)

第 2 節 市民等による環境の保全及び創造に関する活動を促進する施策
(第 20 条—第 22 条)

第 3 節 地球環境保全のための施策の推進(第 23 条)

第 5 章 推進及び調整体制等(第 24 条—第 29 条)

附則

犬鳴の山並みを東に望み、白砂青松の連なる玄界灘を背に起伏に富んだ地勢の中で、私たちのまち古賀は、豊かな自然の恵みの下に、生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらした今日の社会経済活動は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させることにより拡大し続けてきた結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を荷っている。

私たちは、私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常の生活行動及び社会経済活動が環境へ影響を与えていることを自覚し、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう、新たな取組を進めなければならない。

私たちは、それぞれの責任と役割の下に、英知を出し、協力・協働して、豊かな環境を保全し、創造していくとともに、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環のまちを実現するため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っていることを踏まえ、市民が、環境に関する情報を共有し、これに伴う市政への参加を通じて、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、社会経済活動その他の活動による環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力・協働して推進されなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力・連携して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら廃棄物の発生抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活における環境への負荷を低減する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに

伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第 7 条 市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、前 3 条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協力・協働していかななければならない。

第 2 章 施策の策定等に係る基本方針

(施策の策定等に係る基本方針)

第 8 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史・文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。

第 3 章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第 9 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第 24 条に定める古賀市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第 11 条 市長は、毎年、環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するとともに、これに対する市民の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 推進施策

第1節 環境への負荷の低減に資する施策

(公害等の防止)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障(公害を除く。)を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第13条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いの確保に資する公共的施設の適正な整備及び健全な利用を図る事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と再生)

第14条 市は、環境保全型農業(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第2条に規定する持続性の高い農業生産方式による農業をいう。)の普及、地産地消の促進その他の地域固有の里地里山の豊かな自然環境の保全及び再生に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第15条 市は、自然環境を保全することが特に必要な地域において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が策定する計画について、その計画が環境に適正に配慮されたものとなるように、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第17条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第18条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第19条 市は、市民又は事業者(以下「市民等」という。)が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組又は活動を促進するため、必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課することについて調査及び研究を行い、その措置を講ずるものとする。

第2節 市民等による環境の保全及び創造に関する活動を促進する施策

(環境教育等の振興)

第20条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境教育等」という。)の振興を図るものとする。

2 前項の場合において、市民等に対する環境教育等の振興に当たっては、市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)との協働を図りながら、必要な施策を推進するように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)

第21条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境教育等の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第3節 地球環境保全のための施策の推進

(地球環境保全のための施策の推進)

第23条 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第5章 推進及び調全体制等

(環境審議会)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、古賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(民間団体等の施策への参加)

第25条 市は、民間団体等が環境の保全及び創造に関する施策について意見を述べるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制等の整備)

第26条 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要な体制の整備に努めるものとする。

(施策推進の庁内体制の整備)

第 27 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

(民間団体等との協力・協働)

第 28 条 市は、民間団体等との協力・協働により、環境の保全及び創造に関する施策の推進に取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 29 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(環境基本計画の経過措置)

2 この条例の施行の際既に定められている環境基本計画は、第 9 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づき定められたものとみなす。

(古賀市環境審議会条例の廃止)

3 古賀市環境審議会条例(平成 14 年条例第 26 号)は、廃止する。

(古賀市環境審議会委員の経過措置)

4 この条例の施行の際現に廃止前の古賀市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、第 24 条第 5 項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 4 日までとする。

第2章 古賀市環境基本条例施行規則・審議会委員名簿

平成 16 年 10 月 5 日
規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、古賀市環境基本条例(平成 16 年条例第 17 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 古賀市環境審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長になる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 5 条 会長は、特に専門的な検討及び協議の必要を認めるときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、部会を掌理し、部会における会議の経過及び結果を審議会の会議において報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則において定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

古賀市環境審議会 委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属等	備考
上杉 昌也	福岡工業大学社会環境学部 准教授	
菊次 憲二	福岡県広域森林組合	
小林 智美	古賀市ほたるの会	
小山 彰彦	九州大学大学院農学研究院 助教	
島岡 隆行	九州大学大学院工学研究院 教授	
薛 孝夫	元西日本短期大学 特任教授	会長
武田 京子	NPO法人エコけん（市民公募）	
中屋 允雄	古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）	
花田 徳弘	株式会社ピエトロ	
福井 弘	令和5年度 花鶴丘3丁目区長（市民公募）	
宮本 重和	古賀市農業委員会	
吉見 一郎	福岡県地球温暖化防止活動推進員	
渡邊 裕子	NPO法人エコけん	副会長

第3章 古賀市環境政策調整委員会規則

平成 14 年 9 月 5 日

／訓令第 18 号／教育委員会訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 市域内における環境の保全及び創造に関する重要事項の総合的な調整と計画的な推進を図るため、古賀市環境政策調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 環境基本計画の進行管理に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関する重要事項についての全庁的な調整に関すること。

(改正(平 26 訓令第 2 号・教委訓令第 7 号))

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には市民部長を、副委員長には総務部長を、委員には別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の職員の出席を求めることができる。

(部会)

第 6 条 委員会は、第 2 条各号に掲げる事項を専門的に調査研究させるため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会員若干名をもって組織する。

3 専門部会は、部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

5 部会員は、市長が、必要と認める者のうちから任命する。

6 部会員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(改正(平 19 訓令第 10 号・教委訓令第 5 号))

(庶務)

第 7 条 委員会及び専門部会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

附則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 2 号・教委訓令第 2 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 10 号・教委訓令第 5 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 23 年 3 月 31 日訓令第 8 号・教委訓令第 6 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 25 年 8 月 1 日訓令第 5 号・教委訓令第 2 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附則(平成 26 年 3 月 27 日訓令第 2 号・教委訓令第 7 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附則(平成 27 年 3 月 31 日訓令第 1 号・教委訓令第 2 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 31 年 4 月 1 日訓令第 3 号・教委訓令第 3 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 2 年 3 月 31 日訓令第 4 号・教委訓令第 3 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

(改正(令 2 訓令第 4 号・教委訓令第 3 号))

保健福祉部長、建設産業部長、教育部長、総務課長、経営戦略課長、管財課長、建設課長、農
林振興課長、都市整備課長、上下水道課長、学校教育課長

第4章 計画策定の経過

本計画策定までの経過を以下に示します。

年	月日	内容
2022年	7月～11月	既存資料調査実施
	8月5日	第50回環境審議会開催（諮問）
	9月	市民アンケート調査、事業者アンケート調査の実施
	11月18日	第51回環境審議会開催
2023年	4月～6月	小中学生アンケート調査の実施
	4月28日	高校生ワークショップ開催（第1回）
	5月17日	高校生ワークショップ開催（第2回）
	5月31日	高校生ワークショップ開催（第3回）
	7月4日	第52回環境審議会開催
	9月21日	第53回環境審議会開催
	11月29日	第54回環境審議会開催
2024年	2月1日	第55回環境審議会開催
	2月8日	古賀市環境審議会より古賀市長に計画策定について答申
	2月13日～ 3月13日	計画書素案の公表と市民意見の募集 （パブリックコメントの実施）
	3月●日	第56回環境審議会開催

写真掲載予定

答申書を市長に手渡す環境審議会会長・副会長

第5章 古賀市環境審議会への諮問書

古賀市環境審議会への諮問書

4 古環第 4 8 0 号
令和 4 年 8 月 5 日

古賀市環境審議会
会長 薛 孝夫 様

古賀市長 田辺 一城

第 3 次古賀市環境基本計画の策定について（諮問）

古賀市環境基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

（諮問理由）

古賀市では、「古賀市環境基本条例」の基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 26 年 3 月に現計画である「第 2 次古賀市環境基本計画」を策定し、「未来に引き継ごう 人が自然と愉しく共生する環のまち ことが」の実現に向けて、各種環境施策に取り組んできました。

現計画は、令和 5 年度で計画期間満了を迎えます。この間の社会経済情勢や環境の変化、市民意識や行動の変化などを十分に考慮しつつ時代に的確に対応し、人と自然が共生し持続的に発展することができる環のまちを実現するために新たな計画を策定する必要があることから、「第 3 次古賀市環境基本計画（古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）」の策定について、貴審議会の意見を求めます。

第6章 古賀市環境審議会からの答申書

古賀市環境審議会からの答申書

答申書掲載予定

第7章 アンケート調査概要

(1) 市民アンケート調査

身近な環境問題に対する市民の意見や考え方を把握するとともに、第2次環境基本計画策定時のアンケート調査結果と比較することで市民意識の変化を把握することを目的にアンケート調査を行いました。主な調査結果は「第2章 第3節 環境に対する市民の意識」に示しています。

市民アンケート調査概要

対象者の抽出方法	18歳以上の市民の中から1,000名を無作為抽出
配布・回収方法	郵送法（回答は郵送またはWebで受付）
調査期間	2022年9月9日（金）～9月28日（水）
回収数（回収率）	276票（27.6%）
設問項目	属性：性別、年齢、世帯主との関係、職業、小学校区、 住居地周辺、居住年数、世帯人員、世帯構成、住居形態
	第2次古賀市環境基本計画の評価について
	第3次古賀市環境基本計画における環境像
	第2次古賀市環境基本計画で掲げる取組の満足度・重要度
	市内の自然環境への関心について
	身近な環境について
	周辺環境を良くするために、改善が必要なもの
	環境の保全や地球温暖化対策のための行動について
	地球温暖化対策に関わる設備の導入について
	第2次古賀市環境基本計画の成果指標について
市の環境を良くするためのアイデアや要望	

(2) 事業者アンケート調査

地球温暖化や廃棄物などの問題に対して、事業者の環境保全の取組状況や意見を把握することを目的にアンケート調査を行いました。

調査から得られた課題として、中小企業の環境マネジメントシステムへの取組状況や取組意欲が低いことが分かり、今後の情報提供や支援の枠組みが必要と考えられます。また、カーボンニュートラルについて、認知度は高いものの取組予定がない企業が多く、取組を進めるための具体的な情報提供や支援の枠組みが必要と考えられます。このような課題について、本計画に掲げる施策の推進や今後の施策を検討する際の参考とすることで解決を図っていきます。

事業者アンケート調査概要

対象者の抽出方法	市内の事業者 100 社を無作為抽出
配布・回収方法	郵送法（回答は郵送または Web で受付）
調査期間	2022 年 9 月 9 日（金）～9 月 28 日（水）
回収数（回収率）	39 票（39.0%）
設問項目	属性：経営組織、事業形態、本社・支社の別、従業員数、 延床面積、業種
	環境保全に対する取組方針について
	環境マネジメントシステムについて
	従業員への環境教育の実施状況
	環境の保全や地球温暖化対策のための行動について
	地球温暖化対策に関わる設備の導入について
	行政に対する要望など 市の環境を良くするためのアイデアや要望

(3) 小中学生アンケート調査

本計画に掲げる古賀市の環境のめざす姿について意見やキーワードを募集し、市の未来を担う若い世代の意見を取り入れることを目的にアンケート調査を行いました。主な調査結果は「第 3 章 コラム 小中学生が描く 10 年後の古賀市の環境」に示しています。

小中学生アンケート調査概要

対象者	市内の小中学生 1,182 名 （うち、小学校 8 校の 6 年生：615 名 中学校 3 校の 3 年生：567 名）
配布・回収方法	市アンケートシステムを活用し、学生に配布されているタブレット等を使用して Web 上で回答
調査期間	2023 年 4 月 3 日（月）～6 月 9 日（金）
回収数（回収率）	991 票（83.8%）
設問項目	属性：通っている小中学校
	環境保全の重要度
	10 年後の望ましい市の環境

第8章 用語解説

あ行

アダプトプログラム

市民と行政が連携・協力して進めるまちの美化プログラムのことです。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいいます。

インフラ

英語のインフラストラクチャー（infrastructure）の略で、産業や社会生活の基盤となる施設のことです。

エコドライブ

燃料消費量や二酸化炭素（CO₂）排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのことです。エコドライブには、発進時の加速を緩やかにする、加速減速の少ない運転をする、停止するときに早めにアクセルから足を離す、エアコンの使用を控えめにするなどがあります。

エネルギーマネジメント

工場やビル、住宅などでエネルギーを合理的に利用するための活動のことです。エネルギーの使用状況を可視化し、照明や空調、設備機器の稼働を制御するなどの取組があります。

汚水処理人口普及率

汚水処理人口とは下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設による処理を行っている人口をいいます。また、汚水処理人口普及率は以下の式で求めます。

$$\text{汚水処理人口普及率（\%）} = (\text{汚水処理施設の処理人口} / \text{総人口}) \times 100$$

温室効果ガス

大気を構成する気体で赤外線を吸収し再放出するため、地球を暖める温室効果を持つ気体です。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7物質を温室効果ガスと定義しています。

か行

合併処理浄化槽

し尿と共に台所、風呂などからの生活雑排水を処理する浄化槽です。(浄化槽とは、し尿や生活雑排水を沈でん分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する小型の施設です。各家庭や団地単位で設置されます。)

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき「人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいいます。環境基準は、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染の 4 分野について定められています。

環境負荷

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものです。

環境マネジメントシステム

企業などの事業体が環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きのことをさします。また、一連の環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境管理に関する計画などの実行計画に関する実行状況の点検作業は環境監査と呼ばれています。

気候変動

十分に長い時間について平均した大気の状態を気候と呼びます。気候は、平均によって短時間の変動が取り除かれるため、それぞれの場所で現れやすい気象の状態と言えます。具体的には、ある期間の気温や降水量等の平均値や変動の幅によって表されます。平均期間よりも長い時間で見ると気候は様々な変動や変化をしており、これらを「気候変動」と呼びます。気候変動の要因には、自然起源の要因(太陽活動の変化や、火山噴火による大気中の微粒子「エアロゾル」の増加等)、人為起源の要因(人間活動に伴う化石燃料の燃焼や土地利用の変化等による温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加等)、地球内部の要因(大気・海洋・海面が自然法則に従って相互作用すること)があります。

クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、過度な冷房に頼らず様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのことをクールビズといいます。また、過度な暖房に頼らず様々な工夫をして冬を快適に過ごすライフスタイルのことをウォームビズといいます。

グリーンカーテン

へちまやゴーヤなどのつる性の植物をネット一面にはわせて作るカーテンのことで、窓からの日射による室温上昇を防いだり、建物の周りの表面温度の上昇を抑えたりする効果があります。

グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入することです。

光化学オキシダント

大気中の二酸化窒素と炭化水素類が紫外線により光化学反応してできる物質です。浮遊粒子状物質（SPM）と共に光化学スモッグの原因となります。オゾンを主成分とする光化学オキシダントは、眼を刺激する有害物質で、光化学オキシダント濃度が1時間値で0.12ppmを超える状況が予測される場合、光化学スモッグ注意報が発令され、野外活動が制限されます。

古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）

「人と自然が共生し、持続的に発展することができるような地域」＝「環^わのまち」の実現のため、多様な主体（市民・事業者など）が、集い・活動する、開かれたネットワーク組織のことで、ぐりんぐりん古賀は、古賀市環境市民会議が市民に親しまれ、活動が広がることを願い、環境を象徴する「グリーン」、循環を表す「ぐりん」を重ねて名付けられた愛称です。

古賀市環境人材バンク、古賀市環境アドバイザー、古賀市環境サポーター

古賀市環境人材バンクは、持続可能な未来のために、より多くの人々が自ら行動することが出来るような環境教育を推進するため、自然環境、ごみ・リサイクル、地球温暖化など、環境に関する専門的な知識や経験を有する方々を講師として登録し、地域や学校、企業などでの学習会、研修会などに講師を派遣する、古賀市が運営する制度です。当該制度において、講師として環境教育プログラムを行う人材を古賀市環境アドバイザーとして登録しています。また、環境アドバイザーの補助を行うボランティア人材を古賀市環境サポーターとして登録しています。

COP（コップ）

Conference of the Parties の略で、条約を批准した国が集まる締約国会議のことを指します。気候変動枠組条約や生物多様性条約などで使われています。

コンポスト

英語（compost）で「堆肥」のことを指します。さまざまな容器に、おがくずやピートモス（泥炭からつくられる園芸用土）などの基材を入れ、家庭の生ごみを投入することで、微生物が分解して堆肥になります。

30by30（サーティ・バイ・サーティ）

令和 12（2030）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、令和 12（2030）年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

30by30 の達成をめざすため、国は国立公園等の拡充のみならず、里地里山や企業林や社寺林などのように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地を OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）として国際データベースに登録し、その保全を促進していくこととしています。

再生可能エネルギー

太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスなど、非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものです。

事業継続計画（BCP : Business Continuity Planning）

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域のことを指します。環境省では、令和 5（2023）年度から企業の水源の森、都市の緑地、ナショナルトラストやバードサンクチュアリ、里地里山や森林施業地など、多様な場所を自然共生サイトとして認定する仕組みを開始しています。これらの認定された区域は、保護地域との重複を除き、OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）として国際データベースに登録されます。この取組は、自然共生サイトや OECM 等の民間活動を促進し、良質な自然資本の形成を通じた持続可能な成長を推進することを目的としています。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」と定義しています。

省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。

食品ロス

食品ロスの削減の推進に関する法律にもとづく食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針において、食品ロスは「本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品」と定義されています。

食品関連事業者から発生する食品ロス量は農林水産省が食品リサイクル法の規定にもとづく定期報告結果等をもとに推計しており、家庭から発生する食品ロス量は環境省が市区町村で実施している家庭系ごみの組成調査等をもとに推計しています。

水源かん養

降水を地表や地中に一時貯えるとともに、地下に浸透させ、降水の河川等への直接流入を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養などを維持・促進する自然のもつ機能のことです。

スマート農業

ロボット、AI（人工知能）、IoTなど先端技術を活用して、作業の効率化、省力化、品質向上などをめざす農業の形態のことをいいます。例えば、ドローンやAIを使った作業の自動化、データ分析による収穫量の最適化などがあります。

スマートムーブ

通勤、通学、買い物、旅行など日々の暮らしの中での移動について、地球温暖化の原因の一つとされるCO₂の排出量の少ない方法を選択しようというものです。推奨する行動として、①電車、バスなどの公共交通機関の利用、②自転車、徒歩での移動、③自動車の利用の工夫、④長距離移動の工夫、⑤地域や企業の移動・交通におけるCO₂削減の取組への参加、が挙げられます。

3R（スリーアール）

Reduce（リデュース＝廃棄物を出さない）、Reuse（リユース＝再使用する）、Recycle（リサイクル＝再資源化する）の略称です。廃棄物をできるだけ出さず、使用済みの物を再使用や再利用にまわそうというもので、循環型社会をつくっていく上での基本的な考え方です。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取りまく無機的環境（水、大気、光など）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことを示す概念です。生態系には、広大な森林から小さな池まで様々な大きさのものがああります。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。生物多様性基本法では、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを「生物の多様性」と定義しています。

ZEH（ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギーハウス）

20%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した住宅のことです。削減量に応じて、①『ZEH』（100%以上削減）、②Nearly ZEH（75%以上 100%未満削減）、③ZEH Oriented（再生可能エネルギー導入なし）と定義されています。

ZEB（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギービル）

50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物のことです。削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上 100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義されており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義されています。

ゼロカーボンシティ

令和 32（2050）年に CO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることをめざす旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体のことです。

た行

第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業

農業や林業、漁業のように自然資源を直接利用して製品を生産する産業を第 1 次産業といいます。製造業や建設業のように、原材料を加工して製品を生産する産業を第 2 次産業といいます。小売業や金融業、教育、医療、情報通信、運輸など、物質的な製品は生産せず、サービスを提供する産業を第 3 次産業といいます。

太陽光発電

シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方法です。

脱炭素社会

パリ協定第 4 条 1 に規定されている「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する」こと、すなわち世界全体の人為的な排出量を実質的にゼロにする社会のことです。

地球温暖化

人間の諸活動から発生する二酸化炭素などの温室効果ガスにより、地球の気温が上昇し、それによってさまざまな気候変動が生じる現象のことです。

デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

2050 年カーボンニュートラル及び令和 12（2030）年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です。国、自治体、企業、団体、消費者等の連携により、①テレワークなどの働き方・暮らし方、②豊かな暮らしを支える製品・サービス、③インセンティブや情報発信を通じた行動変容、④地域独自の暮らし方を提案・支援するものです。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）

企業などが顧客の要望や市場の変化に合わせて、社内の組織や文化、従業員の行動などを見直し、インターネット上に存在する膨大なデータを分析したり、Web 会議などオンライン交流の場を活用したりして、新たな商品やサービスなどの事業を創り出し、ネットとリアルの両面で競争上の優位性を確立することです。

てまえどり

食品を購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のことです。てまえどりが普及することで、食品ロスの削減が期待されています。

二酸化炭素

大気中に約 0.03%存在する無色・無臭の気体です。温室効果ガスの一つで、石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生します。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく制度です。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、市町村の基本構想に照らして適切であり、その計画の達成される見込みが確実で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者を指します。認定農業者には、資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業、農業者年金の保険料助成等の各種施策が重点的に実施されています。

ネイチャーポジティブ（自然再興）

生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せることです。

令和 4(2022)年 12 月にカナダで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)にて「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、令和 12(2030)年までの新たな世界目標としてネイチャーポジティブが掲げられました。国は 2030 年ネイチャーポジティブの実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、生態系による恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携した取組が必要と考えています。

は行

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。

パリ協定

平成 27（2015）年 12 月にパリ（フランス）で開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際枠組みです。世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）をめざしています。

PDCA（ピーディーシーエー）

Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（改善・処置）の 4 段階を繰り返すことによって、様々な業務を継続的に改善する手法です。

ビオトープ

生物の生息空間を意味しています。狭義では、人為的に整備した自然らしさのある池などを指します。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊している 2.5μm 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質よりも小さな粒子です。

PM_{2.5} は小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

4R（フォーアール）

3R は環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための 3 つの取組のことで、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字を取っています。これに加えて、ごみ自体を発生させない Refuse（リフューズ）の考え方も重要であることから、古賀市では 3R の前に 1R（リフューズ）を加えた 4R を推進しています。

【1】断ろう（Refuse リフューズ）

ごみになる物は発生源から断ちましょう

【2】減量しよう（Reduce リデュース）

ごみとなる物が少なくなるように行動しましょう

【3】繰り返し使おう（Reuse リユース）

使わなくなった物は他に活用する方法を考えましょう

【4】再資源化しよう（Recycle リサイクル）

資源は積極的にリサイクルし、有効活用を進めましょう

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

ペーパーレス化

従来紙ベースで行われていた事務作業を電子化することをいいます。

HEMS（Home Energy Management System、へムス）

エネルギーの使用状況をリアルタイムで表示する等、家庭におけるエネルギー管理を支援するシステムのことです。

ま行

松くい虫

マツが、真っ赤になって枯れる現象を「松くい虫」による枯損とか「松枯れ」といいます。このマツの集団枯損現象は、マツノザイセンチュウという線虫をマツノマダラカミキリというカミキリムシが運ぶことで発生します。この線虫は北アメリカから持ち込まれた侵入生物であり、この線虫がもたらすマツ材線虫病によって、日本のマツ林は崩壊の危機にあります。

や行

遊休農地

1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地や周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地のことを遊休農地といいます。

ら行

ライフスタイル

人々の生活様式、行動様式、思考様式といった生活諸側面の社会的・文化的・心理的な差異を全体的な形で表現した言葉です。

わ行

ワンヘルス

「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つと捉え、一体的に守っていくという考え方のことです。森林破壊や気候変動などが引き金となっている人獣共通感染症などに対して、ワンヘルスの考え方に基づいて取り組んでいくことが、G7 サミットや生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）などの国際間の枠組みで合意されています。

第 3 次古賀市環境基本計画

発行：令和 6（2024）年 3 月

発行元：福岡県古賀市市民部環境課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東 1 丁目 1 番 1 号

TEL 092-942-1111 FAX 092-942-3758